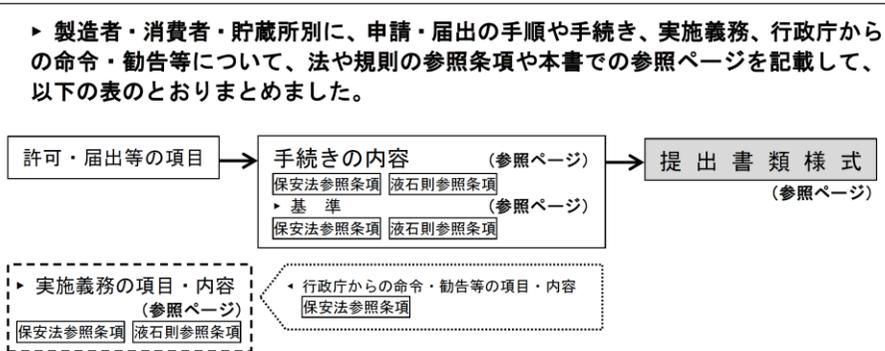
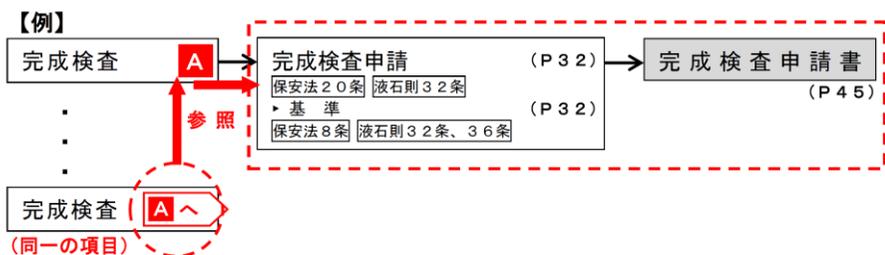


「液化石油ガス製造許可申請等について」（赤本）の改訂について

P	修正内容等	備考
-	<p><b>全 体</b></p> <p>[様 式]</p> <p>㊦の削除（P36委任状、P37欠格事由被該当証明書、P104高圧ガス製造保安統括者（代理者）証明書、P107製造保安責任者等経歴書、P108製造保安責任者等承諾書を除く。）</p> <p>「平成」の削除、「静岡県知事」様の削除</p> <p>「氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする」を削除 その他様式の統一</p>	様式の全体的な修正
-	<p><b>第I章</b></p> <p>[中表紙]</p> <p>【新】高圧ガス保安法体系の概要と手続き</p> <p>【旧】高圧ガス保安法体系の概要</p>	表記の変更
-	<p>[中表紙（裏）]</p> <p>【新】</p> <p>＜＜表の見方＞＞</p> <p>▶ 製造者・消費者・貯蔵所別に、申請・届出の手順や手続き、実施義務、行政庁からの命令・勧告等について、法や規則の参照条項や本書での参照ページを記載して、以下の表のとおりまとめました。</p>  <p>▶ 同一ページ内に、許可・届出等の同一内容の項目が重複する場合、最初に記載の項目にのみ、手続きの内容と提出書類書式を紐づけして記載しています。</p> <p>該当の項目には <b>A</b> ~と、アルファベットを付けており、以下に重複する同一の項目は項目のみの記載となりますが、例えば <b>A</b> ~と、同一のアルファベットのある項目へ誘導しておりますので、手続きの内容と提出書類様式は、そちらを参照してください。</p> <p>【例】</p> 	＜＜表の見方＞＞追加

P	修正内容等	備考										
1	<p>高圧ガス保安法、法体系と許可・届出等の手続き <b>差替え</b></p> <p>【新】</p> <p>高圧ガス保安法、法体系と許可・届出等の手続き</p> <p>(1) 高圧ガスの製造</p> <p>① 第一種製造者 (100 m<sup>3</sup>/日以上)</p> <p>製造開始まで</p> <p>製造開始後</p> <p>製造休止</p> <p>(P105・P106・P108)</p>											
	<p>【旧】</p> <p>高圧ガス保安法、法体系と許可・届出等の手続き</p> <p>(1) 高圧ガスの製造</p> <p>製造開始まで</p> <p>製造開始後</p> <p>製造休止</p> <p>(P105・P106・P108)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>許可申請、届出等</th> <th>許可証交付後手続き</th> <th>届出</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種製造者 (100m<sup>3</sup>/日以上)</td> <td>製造許可申請 { 許可の基準 (5-1-1, K3) } 保安検査申請 { 保安検査の基準 (4-1, K15) } 製造開始後変更申請 { 製造開始後変更の基準 (4-2, K16) } 保安検査申請 { 保安検査の基準 (4-3, K17, K18) } 事故届出 { 事故の届出 (4-4, K19) } 製造休止届 { 製造休止の基準 (2-1, K42-2) } 名称等変更届</td> <td>完成検査申請 { 検査の基準 (20, K32) } 保安教育計画書提出 { 保安教育計画書の提出 (26, K61) } 保安統括者等選解任届 { 保安統括者等選解任届 (27, K77) } 完成検査申請 { 検査の基準 (20, K32) }</td> <td>製造開始届出 { 製造開始届出 (21-1, K42-1) } 保安教育計画書の選解任届出 { 定期自主検査 (21-1, K42-1) } 定期自主検査の実施 { 定期自主検査の実施 (21-1, K42-1) } 地籍簿の記載・保存 { 地籍簿の記載・保存 (21-1, K42-1) } ※1 製造形態等により不要な場合あり</td> <td>製造許可の取消し、製造停止命令等 (39) 高圧予防規程の変更命令、勧告 (26-2, 26-4) 保安教育計画の変更命令 (27-2) 保安教育の実行内容改善届出 (27-5) 保安統括者等の解任命令 (34) 施設基準、方法基準の適合命令 (11-3)</td> </tr> </tbody> </table>	対象	許可申請、届出等	許可証交付後手続き	届出	備考	第一種製造者 (100m <sup>3</sup> /日以上)	製造許可申請 { 許可の基準 (5-1-1, K3) } 保安検査申請 { 保安検査の基準 (4-1, K15) } 製造開始後変更申請 { 製造開始後変更の基準 (4-2, K16) } 保安検査申請 { 保安検査の基準 (4-3, K17, K18) } 事故届出 { 事故の届出 (4-4, K19) } 製造休止届 { 製造休止の基準 (2-1, K42-2) } 名称等変更届	完成検査申請 { 検査の基準 (20, K32) } 保安教育計画書提出 { 保安教育計画書の提出 (26, K61) } 保安統括者等選解任届 { 保安統括者等選解任届 (27, K77) } 完成検査申請 { 検査の基準 (20, K32) }	製造開始届出 { 製造開始届出 (21-1, K42-1) } 保安教育計画書の選解任届出 { 定期自主検査 (21-1, K42-1) } 定期自主検査の実施 { 定期自主検査の実施 (21-1, K42-1) } 地籍簿の記載・保存 { 地籍簿の記載・保存 (21-1, K42-1) } ※1 製造形態等により不要な場合あり	製造許可の取消し、製造停止命令等 (39) 高圧予防規程の変更命令、勧告 (26-2, 26-4) 保安教育計画の変更命令 (27-2) 保安教育の実行内容改善届出 (27-5) 保安統括者等の解任命令 (34) 施設基準、方法基準の適合命令 (11-3)
対象	許可申請、届出等	許可証交付後手続き	届出	備考								
第一種製造者 (100m <sup>3</sup> /日以上)	製造許可申請 { 許可の基準 (5-1-1, K3) } 保安検査申請 { 保安検査の基準 (4-1, K15) } 製造開始後変更申請 { 製造開始後変更の基準 (4-2, K16) } 保安検査申請 { 保安検査の基準 (4-3, K17, K18) } 事故届出 { 事故の届出 (4-4, K19) } 製造休止届 { 製造休止の基準 (2-1, K42-2) } 名称等変更届	完成検査申請 { 検査の基準 (20, K32) } 保安教育計画書提出 { 保安教育計画書の提出 (26, K61) } 保安統括者等選解任届 { 保安統括者等選解任届 (27, K77) } 完成検査申請 { 検査の基準 (20, K32) }	製造開始届出 { 製造開始届出 (21-1, K42-1) } 保安教育計画書の選解任届出 { 定期自主検査 (21-1, K42-1) } 定期自主検査の実施 { 定期自主検査の実施 (21-1, K42-1) } 地籍簿の記載・保存 { 地籍簿の記載・保存 (21-1, K42-1) } ※1 製造形態等により不要な場合あり	製造許可の取消し、製造停止命令等 (39) 高圧予防規程の変更命令、勧告 (26-2, 26-4) 保安教育計画の変更命令 (27-2) 保安教育の実行内容改善届出 (27-5) 保安統括者等の解任命令 (34) 施設基準、方法基準の適合命令 (11-3)								

P	修正内容等	備考
2	<p><b>【新】</b></p> <p>② 第二種製造者 (100 m<sup>3</sup>/日未満)</p> <p>製造開始まで          製造の届出 → 製造の届出 (P47~) → 製造事業届書 (P51)  <small>保安法5条2項 液石則4条</small></p> <p>保安統括者等選任 <b>D</b> → 保安統括者等選任届出 (P83~) → 保安統括者届書  <small>保安法27条の2・27条の3・32条・33条 液石則65条~69条・74条~76条</small>          製造開始 → 製造開始  <small>※ 処理能力が定められた値以上の製造の場合 (P98・P99・P101)</small></p> <p>製造開始後          変更 (軽微な変更を除く) → 変更の届出 (P47~) → 変更許可申請書 (P52)  <small>保安法14条4項 液石則17条</small></p> <p>名称等変更 → 名称等変更届出 (P88) → 名称等変更届書 (P109)</p> <p>定期自主検査 (P234) ▶ 保安教育 <small>保安法27条4項 保安法35条の2 液石則81条</small>  <small>※ 処理能力が定められた値以上の製造または指定設備を使用する製造の場合</small>          ▶ 技術基準への適合 <small>保安法12条1項・2項 液石則11条~13条</small></p> <p>保安統括者等選解任 <b>D</b> → 危険等の措置及び届出 (保安法36条 液石則82条)</p> <p>事故 <b>E</b> → 事故の届出 (P92~) → 事故届書 (P116・P117)  <small>保安法63条1項 液石則96条</small></p> <p>承継 → 承継の届出 (P92~) → 承継届書 (P113)  <small>保安法10条の2 液石則10条の2</small></p> <p>製造の廃止 → 製造廃止届出 (P50) → 製造廃止届書 (P105)  <small>保安法第21条2項・3項 液石則第42条2項</small></p> <p>③ その他の製造者</p> <p>(2) 特定高圧ガス消費者</p> <p>消費開始まで          消費の届出 → 消費の届出 (P54~) → 消費届書 (P76)  <small>保安法24条の2 1項 液石則51条</small></p> <p>取扱主任者選任 <b>F</b> → 取扱主任者選任届出 (P83~) → 取扱主任者届書 (P82)  <small>保安法28条2項 液石則71条・73条</small></p> <p>消費開始後          変更 (軽微な変更を除く) → 変更の届出 (P65) → 変更許可申請書 (P77)  <small>保安法24条の4 1項 液石則54条</small></p> <p>名称等変更 → 名称等変更届出 (P67) → 名称等変更届書 (P81)</p> <p>取扱主任者選解任 <b>F</b> → 定期自主検査 (P68・P234) <small>保安法35条の2 液石則81条</small>  <small>※ 処理能力が定められた値以上の製造または指定設備を使用する製造の場合</small>          ▶ 保安教育 <small>保安法27条4項</small>          ▶ 技術基準への適合 <small>保安法24条の3 1項・第2項 液石則53条</small></p> <p>事故 <b>E</b> → 危険等の措置及び届出 (保安法36条 液石則82条)</p> <p>承継 → 承継の届出 (P66) → 承継届書 (P79)  <small>保安法24条の2 2項 液石則51条の2</small></p> <p>消費の廃止 → 消費廃止の届出 (P67) → 消費廃止届書 (P80)  <small>保安法第24条の4 2項 液石則第56条</small></p>	
	<p><b>【旧】</b></p> <p>製造の届出 → 製造の届出 (P47~) → 製造事業届書 (P51)  <small>保安法5条2項 液石則4条</small></p> <p>保安統括者等選任 <b>D</b> → 保安統括者等選任届出 (P83~) → 保安統括者届書  <small>保安法27条の2・27条の3・32条・33条 液石則65条~69条・74条~76条</small>          製造開始 → 製造開始  <small>※ 処理能力が定められた値以上の製造の場合 (P98・P99・P101)</small></p> <p>製造開始後          変更 (軽微な変更を除く) → 変更の届出 (P47~) → 変更許可申請書 (P52)  <small>保安法14条4項 液石則17条</small></p> <p>名称等変更 → 名称等変更届出 (P88) → 名称等変更届書 (P109)</p> <p>定期自主検査 (P234) ▶ 保安教育 <small>保安法27条4項 保安法35条の2 液石則81条</small>  <small>※ 処理能力が定められた値以上の製造または指定設備を使用する製造の場合</small>          ▶ 技術基準への適合 <small>保安法12条1項・2項 液石則11条~13条</small></p> <p>保安統括者等選解任 <b>D</b> → 危険等の措置及び届出 (保安法36条 液石則82条)</p> <p>事故 <b>E</b> → 事故の届出 (P92~) → 事故届書 (P116・P117)  <small>保安法63条1項 液石則96条</small></p> <p>承継 → 承継の届出 (P92~) → 承継届書 (P113)  <small>保安法10条の2 液石則10条の2</small></p> <p>製造の廃止 → 製造廃止届出 (P50) → 製造廃止届書 (P105)  <small>保安法第21条2項・3項 液石則第42条2項</small></p> <p>③ その他の製造者</p> <p>(2) 特定高圧ガス消費者</p> <p>消費開始まで          消費の届出 → 消費の届出 (P54~) → 消費届書 (P76)  <small>保安法24条の2 1項 液石則51条</small></p> <p>取扱主任者選任 <b>F</b> → 取扱主任者選任届出 (P83~) → 取扱主任者届書 (P82)  <small>保安法28条2項 液石則71条・73条</small></p> <p>消費開始後          変更 (軽微な変更を除く) → 変更の届出 (P65) → 変更許可申請書 (P77)  <small>保安法24条の4 1項 液石則54条</small></p> <p>名称等変更 → 名称等変更届出 (P67) → 名称等変更届書 (P81)</p> <p>取扱主任者選解任 <b>F</b> → 定期自主検査 (P68・P234) <small>保安法35条の2 液石則81条</small>  <small>※ 処理能力が定められた値以上の製造または指定設備を使用する製造の場合</small>          ▶ 保安教育 <small>保安法27条4項</small>          ▶ 技術基準への適合 <small>保安法24条の3 1項・第2項 液石則53条</small></p> <p>事故 <b>E</b> → 危険等の措置及び届出 (保安法36条 液石則82条)</p> <p>承継 → 承継の届出 (P66) → 承継届書 (P79)  <small>保安法24条の2 2項 液石則51条の2</small></p> <p>消費の廃止 → 消費廃止の届出 (P67) → 消費廃止届書 (P80)  <small>保安法第24条の4 2項 液石則第56条</small></p>	<p>製造の届出 → 製造の届出 (P47~) → 製造事業届書 (P51)  <small>保安法5条2項 液石則4条</small></p> <p>保安統括者等選任 <b>D</b> → 保安統括者等選任届出 (P83~) → 保安統括者届書  <small>保安法27条の2・27条の3・32条・33条 液石則65条~69条・74条~76条</small>          製造開始 → 製造開始  <small>※ 処理能力が定められた値以上の製造の場合 (P98・P99・P101)</small></p> <p>製造開始後          変更 (軽微な変更を除く) → 変更の届出 (P47~) → 変更許可申請書 (P52)  <small>保安法14条4項 液石則17条</small></p> <p>名称等変更 → 名称等変更届出 (P88) → 名称等変更届書 (P109)</p> <p>定期自主検査 (P234) ▶ 保安教育 <small>保安法27条4項 保安法35条の2 液石則81条</small>  <small>※ 処理能力が定められた値以上の製造または指定設備を使用する製造の場合</small>          ▶ 技術基準への適合 <small>保安法12条1項・2項 液石則11条~13条</small></p> <p>保安統括者等選解任 <b>D</b> → 危険等の措置及び届出 (保安法36条 液石則82条)</p> <p>事故 <b>E</b> → 事故の届出 (P92~) → 事故届書 (P116・P117)  <small>保安法63条1項 液石則96条</small></p> <p>承継 → 承継の届出 (P92~) → 承継届書 (P113)  <small>保安法10条の2 液石則10条の2</small></p> <p>製造の廃止 → 製造廃止届出 (P50) → 製造廃止届書 (P105)  <small>保安法第21条2項・3項 液石則第42条2項</small></p> <p>③ その他の製造者</p> <p>(2) 特定高圧ガス消費者</p> <p>消費開始まで          消費の届出 → 消費の届出 (P54~) → 消費届書 (P76)  <small>保安法24条の2 1項 液石則51条</small></p> <p>取扱主任者選任 <b>F</b> → 取扱主任者選任届出 (P83~) → 取扱主任者届書 (P82)  <small>保安法28条2項 液石則71条・73条</small></p> <p>消費開始後          変更 (軽微な変更を除く) → 変更の届出 (P65) → 変更許可申請書 (P77)  <small>保安法24条の4 1項 液石則54条</small></p> <p>名称等変更 → 名称等変更届出 (P67) → 名称等変更届書 (P81)</p> <p>取扱主任者選解任 <b>F</b> → 定期自主検査 (P68・P234) <small>保安法35条の2 液石則81条</small>  <small>※ 処理能力が定められた値以上の製造または指定設備を使用する製造の場合</small>          ▶ 保安教育 <small>保安法27条4項</small>          ▶ 技術基準への適合 <small>保安法24条の3 1項・第2項 液石則53条</small></p> <p>事故 <b>E</b> → 危険等の措置及び届出 (保安法36条 液石則82条)</p> <p>承継 → 承継の届出 (P66) → 承継届書 (P79)  <small>保安法24条の2 2項 液石則51条の2</small></p> <p>消費の廃止 → 消費廃止の届出 (P67) → 消費廃止届書 (P80)  <small>保安法第24条の4 2項 液石則第56条</small></p>



P	修正内容等			備考
4	主な関係法令一覧表 <b>レイアウトの修正</b> <b>【新】</b> 主な関係法令一覧表 <b>【縦書きに修正】</b>			
		<b>【旧】</b> <b>主な関係法令一覧表</b>		

関係法律名	調査項目	調査事項	関連部局等
都市計画法	都市計画区域	市街化区域・市街化調整区域・無指定	市町
	用途地域	1種住専・2種住専・住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用	同上
	防火地域	防火地域・無防火地域・無指定	同上
	開発行為	許可 年 月 日番号 (29条)	同上
建築基準法	建築確認	確認 年 月 日番号 (6条)	県、又は市町
	貯蔵規制	住居地域・商業地域・準工業地域 (27条)、工業地域	同上
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制	内・外 (8条) 許可 年 月 日番号	同上
上地区画整理法	整理地域	内・外 (76条) 許可 年 月 日番号	市町
都市公園法	公園地域	内・外 (6条) 許可 年 月 日番号	同上
自然公園法	国立国定公園・県立公園	内・外 (17条) 許可 年 月 日番号 内・外 (42条) 許可 年 月 日番号	県
農地法	農地指定	内・外 (4条) 許可 年 月 日番号	県、又は市町
工場立地法	緑化規制 敷地 9,000㎡又は建築面積 3,000㎡以上のもの	内・外 (6条) 許可 年 月 日番号	同上
港則法	危険物積込等規制・作業規制 (棧橋設置のもの)	内・外 (23条) 許可 年 月 日番号 内・外 (31条) 許可 年 月 日番号	第3・4管区海上保安本部
港湾法	港湾内設備規制 (棧橋設置のもの)	内・外 (37条) 許可 年 月 日番号	県
道路法	道路占用規制 (導管、配管埋設のもの)	内・外 (32条) 許可 年 月 日番号	県、又は市町
消防法	高圧ガス距離規制	内・外 (危険物の規制に関する規則第12条関係)	消防本部
電気事業法	高圧線距離規制	内・外	経済産業省

関係法律名	調査項目	調査日	調査事項	関連部局等
都市計画法	都市計画区域	市街化区域・市街化調整区域・無指定	市町	市町
都市計画法	用途地域	1種住専・2種住専・住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用	同上	同上
都市計画法	防火地域	防火地域・無防火地域・無指定	同上	同上
建築基準法	建築確認	許可 年 月 日番号 (29条)	同上	県、又は市町
建築基準法	貯蔵規制	確認 年 月 日番号 (6条)	住居地域・商業地域・準工業地域 (27条)、工業地域	同上
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制	内・外 (8条) 許可 年 月 日番号	同上	同上
上地区画整理法	整理地域	内・外 (76条) 許可 年 月 日番号	市町	市町
都市公園法	公園地域	内・外 (6条) 許可 年 月 日番号	同上	同上
自然公園法	国立国定公園・県立公園	内・外 (17条) 許可 年 月 日番号 内・外 (42条) 許可 年 月 日番号	県	県、又は市町
農地法	農地指定	内・外 (4条) 許可 年 月 日番号	同上	同上
工場立地法	緑化規制 敷地9,000㎡又は建築面積3,000㎡以上のもの	内・外 (6条) 許可 年 月 日番号	同上	同上
港則法	危険物積込等規制・作業規制 (棧橋設置のもの)	内・外 (23条) 許可 年 月 日番号 内・外 (31条) 許可 年 月 日番号	第3・4管区海上保安本部	第3・4管区海上保安本部
港湾法	港湾内設備規制 (棧橋設置のもの)	内・外 (37条) 許可 年 月 日番号	同上	県
道路法	道路占用規制 (導管、配管埋設のもの)	内・外 (32条) 許可 年 月 日番号	同上	県、又は市町
消防法	高圧ガス距離規制	内・外 (危険物の規制に関する規則第12条関係)	同上	消防本部
電気事業法	高圧線距離規制	内・外	同上	経済産業省

P	修正内容等	備考																														
5	<p>提出先、提出先住所・連絡先</p> <p><b>【新】</b></p> <p><b>提出先</b></p> <table border="1" data-bbox="168 268 1041 976"> <thead> <tr> <th>提出先</th> <th>許可申請・届出等 → 事業所の所在地により提出先が変更</th> <th>事故届 → 事故の発生した場所により提出先が変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業保安監督部</td> <td>—</td> <td>           ▶ 事故報告（速報）※1            ▶ 追加報告 ※1            → 事故発生から9日以内         </td> </tr> <tr> <td>静岡県（知事）</td> <td>▶ 静岡県内の事業所（静岡市・浜松市を除く）に関する許可申請・届出等</td> <td>           ▶ 事故報告（速報）※1            → 静岡県内で発生した事故（静岡市・浜松市を除く）            ▶ 追加報告 ※1            ▶ 事故届書 ※2            → 静岡県内で発生した事故（静岡市・浜松市を除く）         </td> </tr> <tr> <td>静岡市（市長）</td> <td>▶ 静岡市内の事業所に関する許可申請・届出等</td> <td>           ▶ 事故報告（速報）※1            → 静岡市内で発生した事故            ▶ 追加報告 ※1            ▶ 事故届書 ※2            → 静岡市内で発生した事故         </td> </tr> <tr> <td>浜松市（浜松市消防長）</td> <td>▶ 浜松市内の事業所に関する許可申請・届出等</td> <td>           ▶ 事故報告（速報）※1            → 浜松市内で発生した事故            ▶ 追加報告 ※1            ▶ 事故届書 ※2            → 浜松市内で発生した事故         </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 特定消費設備（<b>POO参照</b>）での事故で、死亡・中毒・酸欠・漏えい引火による負傷または物損          ※2 ※1以外の事故（災害・盗難等）。<b>遅滞なく事故の概要を電話連絡するとともに事故届を提出すること。</b>上記の他、警察にも届出が必要</p> <p><b>提出先住所・連絡先</b></p> <table border="1" data-bbox="168 1088 1041 1428"> <thead> <tr> <th>所 管</th> <th>所 在 地</th> <th>連 絡 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部 保安課</td> <td>〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1</td> <td>TEL:048-600-0418 FAX:048-601-1317</td> </tr> <tr> <td>静岡県 危機管理部 消防保安課</td> <td>〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6</td> <td>TEL:054-221-2076 FAX:054-221-3327</td> </tr> <tr> <td>静岡市消防局 消防部 予防課</td> <td>〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町 10-30</td> <td>TEL:054-280-0194 FAX:054-280-0182</td> </tr> <tr> <td>浜松市消防局 予防課</td> <td>〒430-0905 浜松市中区下池川町 19-1</td> <td>TEL:053-475-7542 FAX:053-475-7549</td> </tr> </tbody> </table>	提出先	許可申請・届出等 → 事業所の所在地により提出先が変更	事故届 → 事故の発生した場所により提出先が変更	産業保安監督部	—	▶ 事故報告（速報）※1 ▶ 追加報告 ※1 → 事故発生から9日以内	静岡県（知事）	▶ 静岡県内の事業所（静岡市・浜松市を除く）に関する許可申請・届出等	▶ 事故報告（速報）※1 → 静岡県内で発生した事故（静岡市・浜松市を除く） ▶ 追加報告 ※1 ▶ 事故届書 ※2 → 静岡県内で発生した事故（静岡市・浜松市を除く）	静岡市（市長）	▶ 静岡市内の事業所に関する許可申請・届出等	▶ 事故報告（速報）※1 → 静岡市内で発生した事故 ▶ 追加報告 ※1 ▶ 事故届書 ※2 → 静岡市内で発生した事故	浜松市（浜松市消防長）	▶ 浜松市内の事業所に関する許可申請・届出等	▶ 事故報告（速報）※1 → 浜松市内で発生した事故 ▶ 追加報告 ※1 ▶ 事故届書 ※2 → 浜松市内で発生した事故	所 管	所 在 地	連 絡 先	経済産業省 関東東北産業保安監督部 保安課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	TEL:048-600-0418 FAX:048-601-1317	静岡県 危機管理部 消防保安課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	TEL:054-221-2076 FAX:054-221-3327	静岡市消防局 消防部 予防課	〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町 10-30	TEL:054-280-0194 FAX:054-280-0182	浜松市消防局 予防課	〒430-0905 浜松市中区下池川町 19-1	TEL:053-475-7542 FAX:053-475-7549	<p>「提出先」等の追加</p> <p><b>H29 追補による修正</b>          保安法 79 の 3 追加により、H30.4 から指定都市においては指定都市の長が行う。          静岡県では、静岡市と浜松市が該当。          以下「権限移譲による修正」</p> <p>その他の事故の※2に「遅滞なく事故の概要を電話連絡するとともに事故届を提出すること。」を追加</p>
提出先	許可申請・届出等 → 事業所の所在地により提出先が変更	事故届 → 事故の発生した場所により提出先が変更																														
産業保安監督部	—	▶ 事故報告（速報）※1 ▶ 追加報告 ※1 → 事故発生から9日以内																														
静岡県（知事）	▶ 静岡県内の事業所（静岡市・浜松市を除く）に関する許可申請・届出等	▶ 事故報告（速報）※1 → 静岡県内で発生した事故（静岡市・浜松市を除く） ▶ 追加報告 ※1 ▶ 事故届書 ※2 → 静岡県内で発生した事故（静岡市・浜松市を除く）																														
静岡市（市長）	▶ 静岡市内の事業所に関する許可申請・届出等	▶ 事故報告（速報）※1 → 静岡市内で発生した事故 ▶ 追加報告 ※1 ▶ 事故届書 ※2 → 静岡市内で発生した事故																														
浜松市（浜松市消防長）	▶ 浜松市内の事業所に関する許可申請・届出等	▶ 事故報告（速報）※1 → 浜松市内で発生した事故 ▶ 追加報告 ※1 ▶ 事故届書 ※2 → 浜松市内で発生した事故																														
所 管	所 在 地	連 絡 先																														
経済産業省 関東東北産業保安監督部 保安課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	TEL:048-600-0418 FAX:048-601-1317																														
静岡県 危機管理部 消防保安課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	TEL:054-221-2076 FAX:054-221-3327																														
静岡市消防局 消防部 予防課	〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町 10-30	TEL:054-280-0194 FAX:054-280-0182																														
浜松市消防局 予防課	〒430-0905 浜松市中区下池川町 19-1	TEL:053-475-7542 FAX:053-475-7549																														

P	修正内容等	備考	
9	<p><b>第二章</b></p> <p>1. 液化石油ガス製造許可申請書（第1種製造）  (2) 第一種製造設備の技術基準  2) 保安規則第6条第1項の基準に対応する事項  2号・3号 設備距離  <b>【新】</b> ii. 事業所の・・個々において<b>所管行政庁</b>と協議すること。)</p>	<p><b>【旧】</b> ii. 事業所の・・個々において<b>県</b>と協議すること。)</p>	権限移譲による修正
31	<p>2. 液化石油ガス製造施設等変更許可申請書  (1) 変更許可が必要な場合  ⑥ 容器置場の増設  <b>【新】</b> ※ 上記以外に係らず事前に<b>所管行政庁</b>と協議すること。</p>	<p><b>【旧】</b> ※ 上記以外に係らず事前に<b>県</b>と協議すること。</p>	
32	<p>3. 液化石油ガス製造施設完成検査申請書  (2) 完成検査の方法  ③ 貯槽及び配管以外の高圧ガス設備  <b>【新】</b> イ. 特定設備検査合格証又は・・事前協議し、<b>所管行政庁</b>が認めたものに限る。)</p>	<p><b>【旧】</b> イ. 特定設備検査合格証又は・・事前協議し、<b>静岡県</b>が認めたものに限る。)</p>	
34	<p>様式第1（第3条関係）高圧ガス製造許可申請書  欠格事由に関する事項  <b>【新】</b> 3 <b>心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者</b></p>	<p><b>【旧】</b> 3 <b>成年被後見人</b></p>	項目の修正
50	<p>5. 液化石油ガス製造事業届書（第2種製造）  <b>【新】</b>  (3) 第2種製造者に必用なその他の届出  第2種製造者は、次の場合には<b>所管行政庁</b>に届出ること。  ① 製造施設等の変更をした場合  ② 保安統括者等の選解任をした場合  ③ 製造事業所を承継した場合  ④ 製造する液化石油ガスに事故が発生した場合  ⑤ 製造を廃止した場合  ⑥ 製造する液化石油ガスが危険となった場合  ⑦ 製造事業所の名称等を変更した場合</p>	<p><b>【旧】</b>  2 第2種製造者に必用なその他の届出  第2種製造者は、次の場合には<b>知事</b>に届出ること。  (1) 製造施設等の変更をした場合  (2) 保安統括者等の選解任をした場合  (3) 製造事業所を承継した場合  (4) 製造する液化石油ガスに事故が発生した場合  (5) 製造を廃止した場合  (6) 製造する液化石油ガスが危険となった場合  (7) 製造事業所の名称等を変更した場合</p>	項目番号の修正

P	修正内容等		備考
	<b>第三章</b>		
54	2. 特定高圧ガス消費届（法 24 条の 2・令 7 条） <b>【新】</b> ・・・その旨を <b>所管行政庁</b> に届け出なければならない。	<b>【旧】</b> ・・・その旨を <b>静岡県知事</b> に届け出なければならない。	権限移譲による修正
55	(1) 特定高圧ガス消費施設等明細書（液石則 51 条） <b>【新】</b> ① 法第二十四条の二・・・を添えて <b>所管行政庁</b> に提出しなければ・・・	<b>【旧】</b> ① 法第二十四条の二・・・を添えて <b>静岡県知事</b> に提出しなければ・・・	権限移譲による修正
57	(2) 消費に係る技術基準 1) 液石則第 53 条（特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準） 2号 設備距離 <b>【新】</b> ii. 事業所の境界線・・・個々において <b>所管行政庁</b> と協議・・・	<b>【旧】</b> ii. 事業所の境界線・・・個々において <b>県</b> と協議・・・	
66	3. 特定高圧ガス消費施設等変更届書 <b>【新】</b> （1）第五十四条・・・を添えて <b>所管行政庁</b> に提出・・・	<b>【旧】</b> （1）第五十四条・・・を添えて <b>静岡県知事</b> に提出・・・	
67	5. 特定高圧ガス消費者承継届書 <b>【新】</b> ・・・承継後遅滞なく <b>所管行政庁</b> に提出・・・	<b>【旧】</b> ・・・承継後遅滞なく <b>静岡県知事</b> に提出・・・	
67	6. 特定高圧ガス消費廃止届書 <b>【新】</b> ・・・廃止後遅滞なく <b>所管行政庁</b> に提出・・・	<b>【旧】</b> ・・・廃止後遅滞なく <b>所管行政庁</b> に提出・・・	
	8. 特定高圧ガス取扱主任者（法第 28 条 2 項） (4) 選任届 <b>【新】</b> 選任届添付書類等については、 <b>P 87</b> （第 4 章 1.（5））参照。	<b>【旧】</b> 選任届添付書類等については、（第 4 章 1.（5））参照。	参照ページの追加
69	9. 定期自主検査（法第 35 条の 2） 検査記録には以下の事項を記載すること。 <b>【新】</b> ① 検査をした消費施設 ② 検査をした消費施設ごとの検査の方法及び結果 ③ 検査年月日 ④ 検査の実施について監督を行った取扱主任者の氏名	<b>【旧】</b> (1) 検査をした消費施設 (2) 検査をした消費施設ごとの検査の方法及び結果 (3) 検査年月日 (4) 検査の実施について監督を行った取扱主任者の氏名	項目番号の修正

P	修正内容等	備 考	
71	<p>10. その他  (2) 関係法令  【正】その他・・《参 考》特定高圧ガス・・</p> <p>《参考例》特定高圧ガス消費施設危害予防規程  【新】</p> <p>第10条 ・・書類により所管行政庁に届け出・・  2 ・・書類により所管行政庁に届け出・・  3 ・・書類により所管行政庁に届け出・・</p>	<p>【誤】その他・・《参考例》特定高圧ガス・・</p> <p>【旧】</p> <p>第10条 ・・書類により県知事に届け出・・  2 ・・書類により県知事に届け出・・  3 ・・書類により県知事に届け出・・</p>	<p>修正</p> <p>権限移譲による修正</p>

P	修正内容等	備考													
85	<p>【新】</p> <table border="1" data-bbox="152 309 956 456"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>資格(いずれか)</th> <th>経 験 (いずれか)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安係員</td> <td>甲化・甲機 乙化・乙機 丙化※</td> <td>▶ 液化石油ガスの製造に関する1年以上の経験又は同等以上の経験</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 保安係員の所有資格は、丙種化学責任者免状(特別)所有者も可。</p>	名称	資格(いずれか)	経 験 (いずれか)	保安係員	甲化・甲機 乙化・乙機 丙化※	▶ 液化石油ガスの製造に関する1年以上の経験又は同等以上の経験	<p>【旧】</p> <table border="1" data-bbox="1043 309 1843 456"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>資格(いずれか)</th> <th>経 験 (いずれか)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安係員</td> <td>甲化・甲機 乙化・乙機 丙化</td> <td>▶ 液化石油ガスの製造に関する1年以上の経験又は同等以上の経験</td> </tr> </tbody> </table>	名称	資格(いずれか)	経 験 (いずれか)	保安係員	甲化・甲機 乙化・乙機 丙化	▶ 液化石油ガスの製造に関する1年以上の経験又は同等以上の経験	<p>保安係員の所有資格は丙化(特別)免状所有者でも可な旨を追加</p>
名称	資格(いずれか)	経 験 (いずれか)													
保安係員	甲化・甲機 乙化・乙機 丙化※	▶ 液化石油ガスの製造に関する1年以上の経験又は同等以上の経験													
名称	資格(いずれか)	経 験 (いずれか)													
保安係員	甲化・甲機 乙化・乙機 丙化	▶ 液化石油ガスの製造に関する1年以上の経験又は同等以上の経験													
88	<p>【新】① 経済産業大臣が・・・合格したものの(認定品等)の内、・・・</p>	<p>【旧】① 経済産業大臣が・・・合格したものの内、・・・</p>	<p>「認定品等」という旨を追記</p>												
89	<p>【新】1) 次のものの交換について軽微変更届とする。 (削除)</p> <p>① 調整器：試験成績書及び交換時(気密試験時)の写真を添付。但し位置に変更がある場合には変更許可を必要とする。</p> <p>② ガス漏えい検知警報設備：仕様書及び交換時の写真を添付。検知部と警報部の位置変更は図面に示すこと。 (削除)</p> <p>③</p> <p>2) 次のものの交換については軽微変更に該当しない・・・</p>	<p>【旧】1. 次のものの交換について軽微変更届とする。</p> <p>① 金属伸縮管：試験成績書及び交換時(気密試験時)の写真を添付。但し位置に変更がある場合には変更許可を必要とする。</p> <p>② 調整器：試験成績書及び交換時(気密試験時)の写真を添付。但し位置に変更がある場合には変更許可を必要とする。</p> <p>③ ガス漏えい検知警報設備：仕様書及び交換時の写真を添付。検知部と警報部の位置変更は図面に示すこと。</p> <p>④ 高圧ホース：試験成績書及び交換時(気密試験時)の写真を添付。但し位置に変更がある場合には変更許可を必要とする</p> <p>2. 次のものの交換については軽微変更に該当しない・・・</p>	<p>項目番号の修正</p> <p>軽微変更届例から可とう管を削除</p>												
90	<p>【新】 上記以外の変更・・・事前に所管行政庁と協議すること。</p>	<p>【旧】 上記以外の変更・・・事前に県と協議すること。</p>	<p>権限移譲による修正</p>												

P	修正内容等	備考									
91 92	<p>&lt;&lt;参考資料&gt;&gt; <b>軽微変更工事の運用変更（通知）追加</b></p> <p><b>【新】</b></p> <p>&lt;&lt;通知文書&gt;&gt;</p> <p style="text-align: right;">事務連絡 令和3年5月31日</p> <p>関係各位</p> <p style="text-align: right;">静岡県危機管理部消防保安課長 静岡市消防局予防課長 浜松市消防局予防課長</p> <p>可とう管の取替えに係る「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱い」の運用の変更について（通知）</p> <p>日頃より高圧ガスの保安行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第14条（同法第19条及び第4項並びに第24条の4第1項も同様）では、製造のための施設等を変更しようとするときは、経済産業省令で定める「軽微な変更の工事」をしようとする場合を除き、都道府県の許可を受けなければならない（第一種製造者）とされております。（第二種製造者にあつては、あらかじめ都道府県知事に対し届け出なければならないとされています。）</p> <p>また、同条ただし書きに規定する「軽微な変更の工事」については、平成30年3月30日付け20180323保局第13号経済産業省通知（以下「通知」という。別添参照）にその具体例が示されており、これに基づいて運用を図ってきたところです。</p> <p>一方本県では、地震対策を進める観点から、通知に該当しない可とう管の取替工事であっても、「軽微な変更の工事」に該当するものとして運用を図ってまいりました。</p> <p>今般、高圧ガスの一層の安全確保の観点から、他県等の運用状況等も踏まえ、その取扱いを見直し、下記のとおり運用することとしましたので、趣旨を御理解の上、引き続き適正な手続き（許可・届出等）に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 運用見直しの内容</p> <p>通知「2.」に規定する「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」以外の可とう管への取替工事については、法第14条に規定する「軽微な変更の工事」に該当しないものとして取り扱うものとする。</p>	<p><b>【新】</b></p> <p>2 当該工事に係る今後の許可・届出等の事務上の取扱いについて</p> <table border="1" data-bbox="1232 295 2049 590"> <thead> <tr> <th>事業所の区分 (冷凍を除く)</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種製造事業所 第1種貯蔵所</td> <td>軽微な変更届 (軽微な変更の工事)</td> <td>変更許可申請 (特定変更工事)</td> </tr> <tr> <td>第2種製造事業所 第2種貯蔵所 特定消費事業者</td> <td>届出不要 (軽微な変更の工事)</td> <td>変更届</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行日 令和4年4月1日以降に実施する工事より適用する。</p> <p>4 その他 以下の資料を添付しますので、参考としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（平成30年3月30日付け20180323保局第13号経済産業省通知）</li> <li>・ 資料1「認定可とう管以外の可とう管への取替工事の運用の変更について」</li> <li>・ 資料2「質疑応答集」</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>&lt;担 当&gt; 静岡県危機管理部消防保安課産業保安班 電話番号：054-221-2269 静岡市消防局予防部予防課保安係 電話番号：054-280-0194 浜松市消防局予防課保安グループ 電話番号：053-475-7542</p> </div>	事業所の区分 (冷凍を除く)	変更前	変更後	第1種製造事業所 第1種貯蔵所	軽微な変更届 (軽微な変更の工事)	変更許可申請 (特定変更工事)	第2種製造事業所 第2種貯蔵所 特定消費事業者	届出不要 (軽微な変更の工事)	変更届
事業所の区分 (冷凍を除く)	変更前	変更後									
第1種製造事業所 第1種貯蔵所	軽微な変更届 (軽微な変更の工事)	変更許可申請 (特定変更工事)									
第2種製造事業所 第2種貯蔵所 特定消費事業者	届出不要 (軽微な変更の工事)	変更届									

P	修正内容等	備考	
93	<p>7. 事故届</p> <p>【新】</p> <p>① 保安法 法63条          ・その旨を所管行政庁又は警察官に届け出なければならない。</p> <p>② 保安法 液石則93条の2          ・配管・その他の設備を除く消費設備(別表P96参照)について・</p> <p>94 ③ 保安法 液石則96条          所管行政庁に事故を届け出ようとする者は・          発生した場所を管轄する所管行政庁に提出しなければ・</p> <p>④ 液石法 規則第133条</p> <p>(1) 事故の定義</p> <p>【新】          (削除)</p> <p><b>保安法</b> 1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱(以下「製造等」という。)中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。          ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。</p> <p>① 爆発 高圧ガス設備等(以下「設備等」という。)が爆発したものをいう。</p> <p>② 火災 設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。</p> <p>③ 噴出・漏えい 設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。          ただし、以下のいずれかの場合は除く。          i. 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手)、開閉部(バルブ又はコック)又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が</p>	<p>【旧】</p> <p>(1) 保安法 法63条          ・その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。</p> <p>(2) 保安法 液石則93条の2          ・配管・その他の設備を除く消費設備)について・</p> <p>(3) 保安法 液石則96条          都道府県知事に事故を届け出ようとする者は・          発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければ・</p> <p>(4) 液石法 規則第133条</p> <p>【旧】</p> <p>本章の適用となる事故とは、保安法の適用をうけるもの並びに 液石法が適用される一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、以下に該当するものをいう。</p> <p><b>保安法</b></p> <p>(1) 所有又は占有する高圧ガスについて漏えい・          (2) 所有又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し・</p>	<p>項目番号の修正          権限移譲による修正</p> <p>参照の追加</p> <p>定義の修正  <b>保安法</b>          → 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領  <b>液石法</b>          → 経産省HPの表記(液化石油ガス事故対応要領)に準拠</p>

P	修正内容等	備考	
94	<p>微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合</p> <p>ii. 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合</p> <p>④ 破裂・破損等 高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。</p> <p>⑤ 喪失・盗難 高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。</p> <p>⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。</p> <p>⑦ その他</p> <p>2) 移動式製造設備であって液化石油ガス法第37条の4の充填設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において事故が発生した場合にあっては、高圧法の事故に該当しないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領</b></p> <p><b>【新】</b></p> <p><b>液石法</b> 液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものをいう。</p> <p>1) LPガス事故</p> <p>① 漏えい LPガスが漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。</p> <p>③ 漏えい火災 LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認知したものに限らない）に至ったもの。（上記②は除く）</p>	<p><b>【旧】</b></p> <p><b>液石法</b></p> <p>(1) LPガス事故</p> <p>① 漏えい LPガスが漏えいしたものであって、引火に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。</p> <p>③ 漏えい火災 LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認知したものと限らない）に至ったもの。（上記②は除く）</p> <p style="text-align: right;">なお、LPガスの漏えいがない状態でLPガ</p>	
95			<p>「② 漏えい爆発」は修正なし。</p>

P	修正内容等	備考	
95	<p>2) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難（次の各号の一に掲げるものに限る。）</p> <p>① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。</p> <p>② 消費設備（移動中のものを除く。）</p> <p>③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。</p> <p>3) その他の事故（次の各号の一に掲げるものは、LPガス事故には該当しない。）</p> <p>② 自然災害による事故（事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策の実施不十分であると認められる場合を除く。）</p> <p>例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故</p> <p>例) 洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故</p> <p>④ LPガスの漏えいが無い状態で、LPガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。</p> <p>⑤ その他上記 1) に掲げるLPガス事故に該当しない事故  <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">液化石油ガス事故対応要領</span></p>	<p>ス燃焼器具（これらに付帯するものを含む）の過熱し、又は故障したことによる火災及びコンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移った事による火災はLPガス事故に該当しない。</p> <p>(2) LPガス事故に該当しない事故</p> <p>② 自然災害による事故</p> <p>例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故</p> <p>例) 洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故</p> <p>ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲いや、保護板の設置等）の不備等、保安対策の実施不十分等に係るものについてはLPガス事故とする。</p> <p>④ その他上記 1) に掲げるLPガス事故に該当しない事故</p>	<p>①は修正なし</p>
96	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別表</span> 特定消費設備の名称及び機種</p>		<p>本章様式の後に記載していたものを移動</p>

P	修正内容等	備考																																																																								
97	<p>(2-1) 届出書類 <b>権限移譲による修正</b></p> <p><b>【新】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 233 241 272">項目</th> <th data-bbox="241 233 427 272">書類</th> <th data-bbox="427 233 1016 272">備考</th> <th data-bbox="1016 233 1115 272">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 272 241 568">1</td> <td data-bbox="241 272 427 568">事故報告(速報)</td> <td data-bbox="427 272 1016 568">直ちに関東東北産業保安監督部保安課へ報告(電話・FAX等) <b>加えて、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(電話・FAX等)</b> 発生日時・場所・概要・原因・当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月 その他参考となる事項を報告 不明である事項は不明と明記すること</td> <td data-bbox="1016 272 1115 568">例P○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 568 241 911">2</td> <td data-bbox="241 568 427 911">追加報告</td> <td data-bbox="427 568 1016 911">当初報告時点で不明で、その後明らかになった事項 事故発生9日以内：関東東北産業保安監督部保安課へ報告(FAX等) <b>加えて、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(FAX等)</b> 事故発生10日以上： <b>静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(FAX等)</b></td> <td data-bbox="1016 568 1115 911">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 911 241 1110">3</td> <td data-bbox="241 911 427 1110">事故届書 (様式57の2)</td> <td data-bbox="427 911 1016 1110">遅滞なく届出ること <b>静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故：静岡県危機管理部消防保安課・協会支部</b> <b>静岡市内の事故：静岡市消防局消防部予防課・協会支部</b> <b>浜松市内の事故：浜松市消防局予防課・協会支部</b> 発生時間は24時間呼称による 特定消費設備の名称及び機種は別表による</td> <td data-bbox="1016 911 1115 1110">P○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1110 241 1206">4</td> <td data-bbox="241 1110 427 1206">事故状況報告書</td> <td data-bbox="427 1110 1016 1206">発生原因、被害の程度等記載すること その他 には警報器、安全装置の有無等記載</td> <td data-bbox="1016 1110 1115 1206">P○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1206 241 1254">5</td> <td data-bbox="241 1206 427 1254">現場図面</td> <td data-bbox="427 1206 1016 1254"></td> <td data-bbox="1016 1206 1115 1254">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1254 241 1302">6</td> <td data-bbox="241 1254 427 1302">写真</td> <td data-bbox="427 1254 1016 1302"></td> <td data-bbox="1016 1254 1115 1302">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1302 241 1350">7</td> <td data-bbox="241 1302 427 1350">案内図</td> <td data-bbox="427 1302 1016 1350">住宅地図等</td> <td data-bbox="1016 1302 1115 1350">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1350 241 1422">8</td> <td data-bbox="241 1350 427 1422">特定消費設備に関する資料</td> <td data-bbox="427 1350 1016 1422">カタログ・仕様書・取扱説明書 (上記資料が無ければ特定消費設備の写真)</td> <td data-bbox="1016 1350 1115 1422">—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	書類	備考	様式	1	事故報告(速報)	直ちに関東東北産業保安監督部保安課へ報告(電話・FAX等) <b>加えて、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(電話・FAX等)</b> 発生日時・場所・概要・原因・当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月 その他参考となる事項を報告 不明である事項は不明と明記すること	例P○	2	追加報告	当初報告時点で不明で、その後明らかになった事項 事故発生9日以内：関東東北産業保安監督部保安課へ報告(FAX等) <b>加えて、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(FAX等)</b> 事故発生10日以上： <b>静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(FAX等)</b>	—	3	事故届書 (様式57の2)	遅滞なく届出ること <b>静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故：静岡県危機管理部消防保安課・協会支部</b> <b>静岡市内の事故：静岡市消防局消防部予防課・協会支部</b> <b>浜松市内の事故：浜松市消防局予防課・協会支部</b> 発生時間は24時間呼称による 特定消費設備の名称及び機種は別表による	P○	4	事故状況報告書	発生原因、被害の程度等記載すること その他 には警報器、安全装置の有無等記載	P○	5	現場図面		—	6	写真		—	7	案内図	住宅地図等	—	8	特定消費設備に関する資料	カタログ・仕様書・取扱説明書 (上記資料が無ければ特定消費設備の写真)	—	<p><b>【旧】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 233 1249 272">項目</th> <th data-bbox="1249 233 1435 272">書類</th> <th data-bbox="1435 233 2024 272">備考</th> <th data-bbox="2024 233 2130 272">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 272 1249 456">1</td> <td data-bbox="1249 272 1435 456">事故報告(速報)</td> <td data-bbox="1435 272 2024 456">直ちに関東東北産業保安監督部保安課<b>及び県庁危機管理部消防保安課</b>へ報告(電話・FAX等) 発生日時・場所・概要・原因・当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月 その他参考となる事項を報告 不明である事項は不明と明記すること</td> <td data-bbox="2024 272 2130 456">例P115</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 456 1249 632">2</td> <td data-bbox="1249 456 1435 632">追加報告</td> <td data-bbox="1435 456 2024 632">当初報告時点で不明で、その後明らかになった事項 事故発生9日以内：関東東北産業保安監督部保安課<b>及び県庁危機管理部消防保安課</b>へ報告(FAX等) 事故発生10日以上：<b>県庁危機管理部消防保安課に報告(FAX等)</b></td> <td data-bbox="2024 456 2130 632">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 632 1249 719">3</td> <td data-bbox="1249 632 1435 719">事故届書 (様式57の2)</td> <td data-bbox="1435 632 2024 719">遅滞なく届出すること 発生時間は24時間呼称による 特定消費設備の名称及び機種は別表による</td> <td data-bbox="2024 632 2130 719">P116</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 719 1249 807">4</td> <td data-bbox="1249 719 1435 807">事故状況報告書</td> <td data-bbox="1435 719 2024 807">発生原因、被害の程度等記載すること その他 には警報器、安全装置の有無等記載</td> <td data-bbox="2024 719 2130 807">P118</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 807 1249 863">5</td> <td data-bbox="1249 807 1435 863">現場図面</td> <td data-bbox="1435 807 2024 863"></td> <td data-bbox="2024 807 2130 863">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 863 1249 919">6</td> <td data-bbox="1249 863 1435 919">写真</td> <td data-bbox="1435 863 2024 919"></td> <td data-bbox="2024 863 2130 919">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 919 1249 967">7</td> <td data-bbox="1249 919 1435 967">案内図</td> <td data-bbox="1435 919 2024 967">住宅地図等</td> <td data-bbox="2024 919 2130 967">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 967 1249 1031">8</td> <td data-bbox="1249 967 1435 1031">特定消費設備に関する資料</td> <td data-bbox="1435 967 2024 1031">カタログ・仕様書・取扱説明書 (上記資料が無ければ特定消費設備の写真)</td> <td data-bbox="2024 967 2130 1031">—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	書類	備考	様式	1	事故報告(速報)	直ちに関東東北産業保安監督部保安課 <b>及び県庁危機管理部消防保安課</b> へ報告(電話・FAX等) 発生日時・場所・概要・原因・当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月 その他参考となる事項を報告 不明である事項は不明と明記すること	例P115	2	追加報告	当初報告時点で不明で、その後明らかになった事項 事故発生9日以内：関東東北産業保安監督部保安課 <b>及び県庁危機管理部消防保安課</b> へ報告(FAX等) 事故発生10日以上： <b>県庁危機管理部消防保安課に報告(FAX等)</b>	—	3	事故届書 (様式57の2)	遅滞なく届出すること 発生時間は24時間呼称による 特定消費設備の名称及び機種は別表による	P116	4	事故状況報告書	発生原因、被害の程度等記載すること その他 には警報器、安全装置の有無等記載	P118	5	現場図面		—	6	写真		—	7	案内図	住宅地図等	—	8	特定消費設備に関する資料	カタログ・仕様書・取扱説明書 (上記資料が無ければ特定消費設備の写真)	—
項目	書類	備考	様式																																																																							
1	事故報告(速報)	直ちに関東東北産業保安監督部保安課へ報告(電話・FAX等) <b>加えて、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(電話・FAX等)</b> 発生日時・場所・概要・原因・当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月 その他参考となる事項を報告 不明である事項は不明と明記すること	例P○																																																																							
2	追加報告	当初報告時点で不明で、その後明らかになった事項 事故発生9日以内：関東東北産業保安監督部保安課へ報告(FAX等) <b>加えて、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(FAX等)</b> 事故発生10日以上： <b>静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(FAX等)</b>	—																																																																							
3	事故届書 (様式57の2)	遅滞なく届出ること <b>静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故：静岡県危機管理部消防保安課・協会支部</b> <b>静岡市内の事故：静岡市消防局消防部予防課・協会支部</b> <b>浜松市内の事故：浜松市消防局予防課・協会支部</b> 発生時間は24時間呼称による 特定消費設備の名称及び機種は別表による	P○																																																																							
4	事故状況報告書	発生原因、被害の程度等記載すること その他 には警報器、安全装置の有無等記載	P○																																																																							
5	現場図面		—																																																																							
6	写真		—																																																																							
7	案内図	住宅地図等	—																																																																							
8	特定消費設備に関する資料	カタログ・仕様書・取扱説明書 (上記資料が無ければ特定消費設備の写真)	—																																																																							
項目	書類	備考	様式																																																																							
1	事故報告(速報)	直ちに関東東北産業保安監督部保安課 <b>及び県庁危機管理部消防保安課</b> へ報告(電話・FAX等) 発生日時・場所・概要・原因・当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月 その他参考となる事項を報告 不明である事項は不明と明記すること	例P115																																																																							
2	追加報告	当初報告時点で不明で、その後明らかになった事項 事故発生9日以内：関東東北産業保安監督部保安課 <b>及び県庁危機管理部消防保安課</b> へ報告(FAX等) 事故発生10日以上： <b>県庁危機管理部消防保安課に報告(FAX等)</b>	—																																																																							
3	事故届書 (様式57の2)	遅滞なく届出すること 発生時間は24時間呼称による 特定消費設備の名称及び機種は別表による	P116																																																																							
4	事故状況報告書	発生原因、被害の程度等記載すること その他 には警報器、安全装置の有無等記載	P118																																																																							
5	現場図面		—																																																																							
6	写真		—																																																																							
7	案内図	住宅地図等	—																																																																							
8	特定消費設備に関する資料	カタログ・仕様書・取扱説明書 (上記資料が無ければ特定消費設備の写真)	—																																																																							

P	修正内容等	備考	
98	<p>【新】</p> <p>(3) 連絡と届出 事故については、遅滞なく所管行政庁へ事故の概要を電話連絡すると共に、事故届を、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課及び協会支部へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課及び協会支部へ提出すること。</p> <p>(4) 事故の分類</p> <p>【新】</p> <p>(削除)</p> <p><b>保安法</b> 1) A級事故 次の各号のいずれかに該当する事故をいう。</p> <p>① 死者5名以上の事故</p> <p>② 死者及び重傷者が合計して10名以上の事故であって、①以外のもの</p> <p>③ 死者及び負傷者(重傷者及び軽傷者をいう。以下同じ。)が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの</p> <p>④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊、倒壊滅失等の甚大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上)が生じた事故</p> <p>⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故</p> <p>2) B級事故 A級事故以外の事故であって、次の「B1級事故」又は「B2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。</p> <p>i. B1級事故</p> <p>① 死者1名以上4名以下の事故</p> <p>② 重傷者2名以上9名以下の事故であって、①以外のもの</p> <p>③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、①及び②以外のもの</p> <p>④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満)を生じた事故</p>	<p>【旧】</p> <p>事故については、遅滞なく所管の行政庁へ事故の概要を電話連絡すると共に、事故届を県庁危機管理局消防室並びに協会支部へ提出すること。</p> <p>【旧】</p> <p>事故が発生したとき その内容により次のとおり分類する。</p>	<p>権限移譲による修正</p> <p>項目番号の修正</p> <p>事故の分類の修正</p> <p><b>保安法</b> → 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領</p> <p><b>液石法</b> → 経産省HPの表記(液化石油ガス事故対応要領)に準拠</p>

P	修正内容等	備考	
99	<p>ii. B 2 級事故 同一事業所において、A 級事故、B 級事故又は C 1 級事故が発生した日から 1 年を経過しない間に発生した C 1 級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）</p> <p>3) C 級事故 A 級事故及び B 級事故以外の事故であって、次の「C 1 級事故」又は「C 2 級事故」のいずれかに該当する事故をいう。</p> <p>i. C 1 級事故</p> <p>① 人的被害（負傷者 1 名以上 5 名以下かつ重傷者 1 名以下）があった事故</p> <p>② 爆発、火災又は破裂・破損等が発生した事故</p> <p>③ 毒性ガスが漏えいした事故（毒性ガスとは、一般高圧ガス保安規則第 2 条第 1 項第 2 号、コンビナート等保安規則第 2 条第 1 項第 2 号、冷凍保安規則第 2 条第 1 項第 2 号の毒性ガスをいう。）</p> <p>④ ①から③までのほか、反応暴走に起因する事故又は多量漏えいが発生した事故（反応暴走とは、設備等の温度、圧力、流量等が異常な状態になった際に、自動的に作動する安全装置、通常の手順に則り操作する制御装置等によっても制御不能な事象等であって、爆発、火災、漏えい又は破裂並びに破損の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするものをいう。）（多量漏えいとは、設備等からのガスの漏えいであって、ガス漏えい検知警報設備等の作動により附近の作業員に退避を勧告する程度のもの、事業所の敷地外に漏えいしたもの、又は、設備等からのガスの漏えい（不活性ガスの微量な漏えいを除く。）を覚知後に、設備等の停止等の措置を講じても漏えいが継続したことにより、追加措置を講じたものをいう。）</p> <p>ii. C 2 級事故 C 1 級事故以外の事故</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領</span></p> <p><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">液石法</span> 1) A 級事故 LP ガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね 5 億円以上）が生じたもの。</p>	<p>(1) A 級事故</p> <p>④ 甚大な物的被害（直接被害総額約 2 億円以上）が生じたもの</p>	

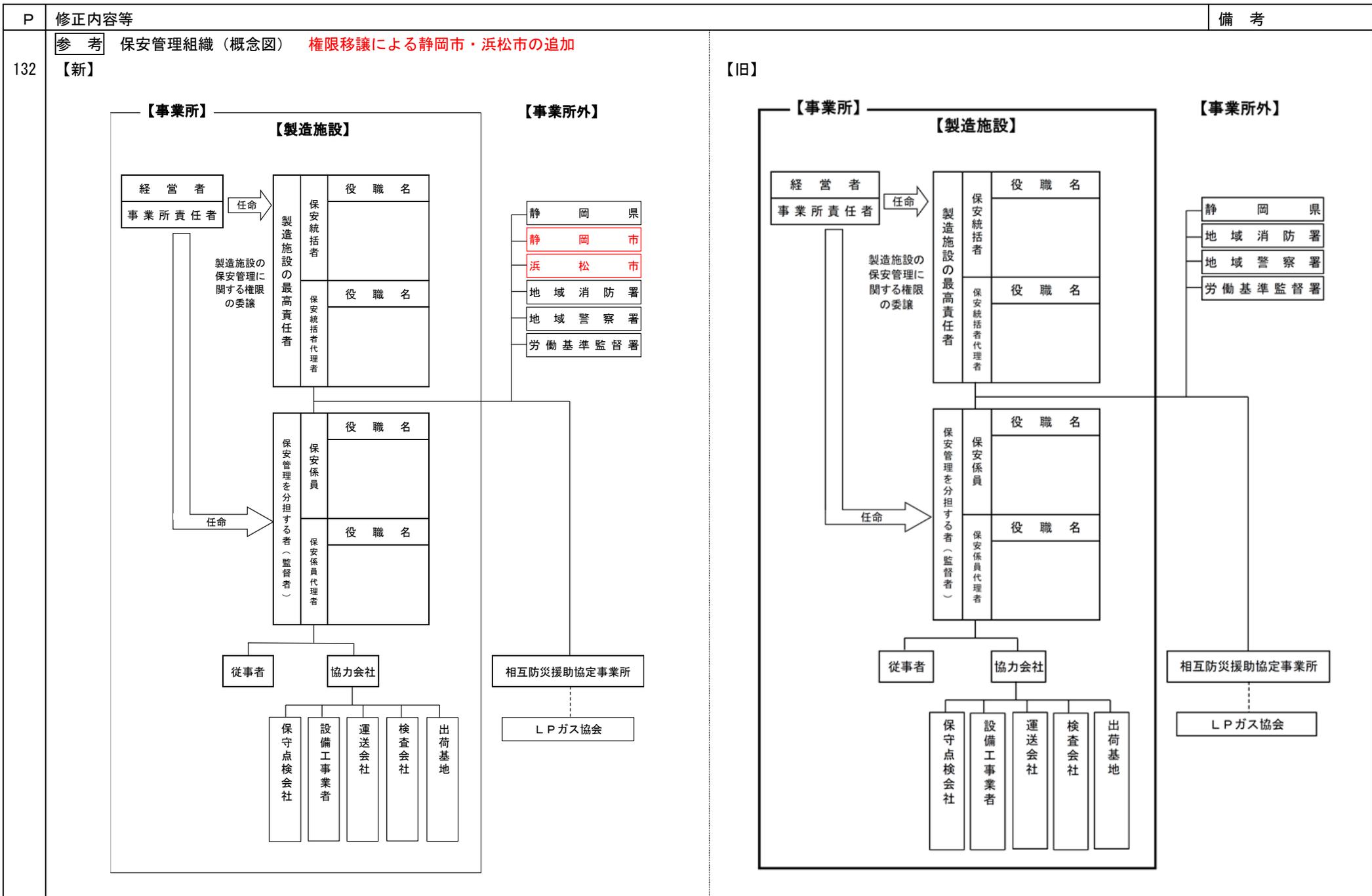
P	修正内容等	備考
99	<p>⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの。</p> <p>⑥ その発生形態、影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロによるもの等）等について、テレビ、新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（※1）と認められるもの。</p> <p>（※1：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。）</p>	
100	<p>2) B級事故 A級事故以外であって、LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。</p> <p>③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。</p> <p>④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満）が生じたもの。</p> <p>⑤ その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）について、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（※2）と認められるもの。</p> <p>（※2：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。）</p> <p>3) C級事故 A級事故及びB級事故以外のLPガス事故であって、次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>なお、「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、C2級事故として取り扱う。</p> <p>【C1級事故】① 負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの。 ② 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じたもの。</p> <p>【C2級事故】① C1級事故以外のLPガス事故</p> <p style="text-align: right;">液化石油ガス事故対応要領</p> <p>保安法 液石法 人的被害の定義 人的被害の定義は、以下のとおりとする。</p>	<p>⑤ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの</p> <p>(2) B級事故 A級事故以外で次の各号に該当するものをいう。</p> <p>② 重傷者2名以上9名以下のもの</p> <p>③ 負傷者（軽傷者を含む）6名以上29名以下のものであって、②以外のもの</p> <p>④ 多大な物的被害（直接被害総額約4千万円以上2億円未満）を生じたもの</p> <p>⑤ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの</p> <p>(3) C級事故 A級事故及びB級事故以外の事故</p> <p>※ 人的被害の分類 被害の程度により次のとおり分類する。 死者：事故発生後、事故調査報告書作成時点までに死亡が確認された者 重傷者：事故発生時に全治1ヶ月以上の負傷をした者 軽傷者：事故発生時に全治1ヶ月未満の負傷をした者</p>

P	修正内容等	備 考
100	<p>① 死 者 事故発生後、5日（120時間）以内に死亡が確認された者（自殺者本人を除く。）。</p> <p>② 重傷者（CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。） 事故発生後、30日以上の治療を要する負傷した者（自殺未遂者を除く。）。</p> <p>③ 軽傷者（CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。） 事故発生後、30日未満の治療を要する負傷した者（自殺未遂者を除く。）。</p>	
101	<p>(5) 事故届 届出先</p> <p>○経済産業省 関東東北産業保安監督部 保安課</p> <p>○静岡県危機管理部消防保安課 電話 番 号：054-221-2076 e - m a i l：shoubo@pref.shizuoka.lg.jp</p> <p>○静岡市消防局 消防部 予防課 住 所：静岡市駿河区南八幡町10-30 電 話 番 号：054-280-0194 F A X 番 号：054-280-0182 e - m a i l：shobou-yobo@city.shizuoka.lg.jp</p> <p>○浜松市消防局 予防課 住 所：浜松市中区下池川町19-1 電 話 番 号：053-475-7542 F A X 番 号：053-475-7549 e - m a i l：hfdyobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp</p> <p>○（一社）静岡県LPガス協会 e - m a i l：shizuokalp@tokai.or.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 東部支部</li> <li>▶ 中部支部 電話 番 号：054-255-2451 F A X 番 号：054-255-2474</li> <li>▶ 西部支部</li> </ul>	<p>電話番号：054-221-2269</p> <p>電話番号：054-253-1266 F A X 番 号：054-253-1293</p> <p>権限移譲による事故届届出先の修正 連絡先の修正 メールアドレスの追加</p>

P	修正内容等	備 考
119	<p>(別紙様式例) 特定消費設備による事故発生報告 (速報)</p> <p>【新】注2 所管行政庁の他に・・・</p> <p>注3 ・・・関東東北産業保安監督部 保安課</p> <p>電話：048-600-0418 ・・・</p>	<p>権限移譲による修正</p> <p>電話番号の修正</p>
120	<p>様式第57の2 (第96条関係) 事故届書</p> <p>【新】事故発生の特定消費設備 製造者又は輸入者の名称</p>	<p>【旧】注2 都県の担当課の他に・・・</p> <p>注3 ・・・関東東北産業保安監督部 保安課</p> <p>電話：048-600-0294 ・・・</p> <p>【旧】事故発生の特定消費設備 名 称</p> <p>項目の修正</p>

P	修正内容等	備考
123	<p>液化石油ガス事故の報告方法等 <b>差替え</b> (保安監督部の連絡先修正)</p> <p>【新】</p> <p>液化石油ガス事故の報告方法等</p> <p style="text-align: right;">令和4年2月1日変更</p> <p>2018年4月1日施行の改正による、「知事の事務・権限の指定都市への移譲」に伴い、静岡市及び浜松市で発生した事故については、静岡市消防局 消防部 予防課及び浜松市消防局 予防課に報告・届出を行うこと。</p> <p>静岡市消防局 消防部 予防課 電話：054-280-0194 FAX：054-280-0182</p> <p>浜松市消防局 予防課 電話：053-475-7542 FAX：053-475-7549</p>	<p>【旧】</p> <p>液化石油ガス事故の報告方法等</p> <p style="text-align: right;">平成30年4月1日変更</p> <p>2018年4月1日施行の改正による、「知事の事務・権限の指定都市への移譲」に伴い、静岡市及び浜松市で発生した事故については、静岡市消防局 消防部 予防課及び浜松市消防局 予防課に報告・届出を行うこと。</p> <p>静岡市消防局 消防部 予防課 電話：054-280-0194 FAX：054-280-0182</p> <p>浜松市消防局 予防課 電話：053-475-7542 FAX：053-475-7549</p>

P	修正内容等	備考
125	<p>【新】①-3 施設の検査 保安係員は・・所管行政庁、又は指定保安検査機関が行なう・・</p> <p>②-1-1 製造施設内の組織 (例) 組織図 概念図参照 (P 1 3 2)</p>	<p>R2 追補による修正 省令等の改正による 危害予防規程に伴う 【第 V 章】の改定部分 (保安教育計画ま で)については、全 面的に差替えたこと から、ここへの記載 は省略するが、一 部、権限移譲によ る修正がされてい なかったため、そ の部分を含め、R2 追補以降の変更等 を記載する。</p>
128	<p>⑩-2 届出及び発効 (1) 経営者は・・所管行政庁に届出をする。</p>	
131	<p>⑬-3 流出容器等の回収 ① 所管行政庁等、関係団体、関係事業所等との協力体制</p>	
132	<p>参 考 保安管理組織 (概念図)</p>	<p>本章「地震防災計画」 の前に記載していた ものを移動</p>
	<p>【旧】①-3 施設の検査 保安係員は・・県、又は指定保安検査機関が行なう・・</p> <p>②-1-1 製造施設内の組織 (例) 組織図 概念図参照</p> <p>⑩-2 届出及び発効 (1) 経営者は・・都道府県知事に届出をする。</p> <p>⑬-3 流出容器等の回収 ① 都道府県等、関係団体、関係事業所等との協力体制</p>	



P	修正内容等		備考
135	<p>(3) - 2 地震・津波に対する措置の例 地震・津波に対する措置</p> <p>【新】1) 地震・津波情報に対応する措置</p> <p>④ 地震・津波に関する事業所内外及び関係者への通報連絡 通報範囲と設けるべき通報設備 (高圧ガス保安法例示基準 28)</p>	<p>(3) - 2 地震・津波に対する措置の例 <b>【新規追加】</b></p> <p>【旧】(1) 地震・津波情報に対応する措置</p>	<p>削除</p> <p>項目番号の修正</p>
136	<p>【新】(削除)</p> <p>【新】(削除)</p> <p>【新】2) 津波による被害想定</p> <p>3) 流出容器等の回収</p> <p>① <b>所管行政庁</b>等、関係団体、関係事業所等との協力体制</p>	<p>【旧】(図の網掛け)</p> <p>【旧】※ <b>網掛け欄は県指導による。</b></p> <p>【旧】(2) 津波による被害想定</p> <p>(3) 流出容器等の回収</p> <p>① <b>都道府県</b>等、関係団体、関係事業所等との協力体制</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>項目番号の修正</p> <p>権限移譲による修正</p>

P	修正内容等	備考
140	<p>《資料3》緊急地震速報の入手方法について <b>差替え</b></p> <p>【新】</p> <p>《資料3》緊急地震速報の入手方法について <b>【差替え】</b></p> <p>気象庁ホームページより抜粋 <a href="https://www.data.jma.go.jp/svd/eww/data/nc/katsuyou/receive.html">https://www.data.jma.go.jp/svd/eww/data/nc/katsuyou/receive.html</a> 一般的な入手方法について</p> <p>テレビやラジオによる放送 平成19年10月1日から、準備の出来た放送局から順次、テレビ・ラジオにて緊急地震速報を放送しています。</p> <p>日本放送協会（NHK）では、気象庁が緊急地震速報（警報）を発表した際に、文字や音声などにより放送します。この放送は、全国のどの地域を対象とした緊急地震速報（警報）であっても、全国すべての地域で放送されます。</p> <p>【参考】NHKのホームページ（緊急地震速報）<a href="https://www.nhk.or.jp/sonae/bousai/">https://www.nhk.or.jp/sonae/bousai/</a> 民間の放送局においても、準備が整ったところから、気象庁が緊急地震速報（警報）を発表した際、当該放送局の放送エリアが対象地域である場合に、文字や音声などにより放送されます。 民間放送局の放送形式や内容、放送開始時期等については、各放送局にご確認ください。</p> <p>【参考】社団法人日本民間放送連盟ホームページ（会員社放送局）<a href="https://j-ba.or.jp/mlist/">https://j-ba.or.jp/mlist/</a> テレビ・ラジオでは、緊急地震速報の報知音として、NHKのチャイム音を多くの放送局で使用しています。緊急地震速報が放送されたことがすぐわかるよう、NHKのチャイム音を試聴しておきましょう。</p> <p>【注】緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合を「特別警報」に位置付けます。テレビ・ラジオでは、通常の緊急地震速報（警報）と区別せず放送されます。</p> <p>【注】5弱以上の震度を予想した場合に緊急地震速報（警報）を発表しますが、もっと大きな震度が予想されたときだけ放送するところもあります。</p> <p>【注】テレビ・ラジオでは、電源が切っている場合、緊急地震速報は受信できません。</p> <p>防災行政無線による放送 平成19年10月1日以降、市区町村では、準備が整い次第、総務省消防庁が整備している全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた防災行政無線による放送が行われています。 放送実施の有無や放送基準、放送内容などの詳しいことは、お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。</p> <p>携帯電話による受信 携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報の配信が行われています。</p> <p>携帯電話での緊急地震速報の受信について <a href="https://www.data.jma.go.jp/svd/eww/data/nc/katsuyou/kcитай.html">https://www.data.jma.go.jp/svd/eww/data/nc/katsuyou/kcитай.html</a></p> <p>現在、携帯電話の同報機能を使用して緊急地震速報を配信しているのは、NTTドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイルの4社になります。受信対応機種及び受信するための設定などの詳細については携帯電話各社へお問い合わせください。 携帯電話では、テレビ・ラジオとは別の報知音を使用しています（各社共通です）。 緊急地震速報が放送されたことがすぐわかるよう、携帯電話の報知音（NTTドコモホームページ内の受信イメージ紹介動画）を確認しておきましょう。</p> <p>【参考】携帯電話各社の緊急地震速報配信に関するホームページ NTTドコモ（緊急速報「エリアメール」）<a href="https://www.nttdocomo.co.jp/service/arcemail/">https://www.nttdocomo.co.jp/service/arcemail/</a> au（緊急地震速報）<a href="https://www.au.com/mobile/anti_disaster/kinkyu_sokuho/jishin_sokuho/">https://www.au.com/mobile/anti_disaster/kinkyu_sokuho/jishin_sokuho/</a> ソフトバンク（緊急地震速報）<a href="https://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/about/eww/">https://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/about/eww/</a> ワイモバイル（緊急速報メール）<a href="https://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/">https://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/</a></p> <p>施設の館内放送等 緊急地震速報の館内放送に行っている施設では、館内放送で緊急地震速報を知ることも可能になります。</p> <p>【参考】気象庁本庁庁舎では、庁舎内で緊急地震速報を放送します。</p>	<p>【旧】</p> <p>《資料3》緊急地震速報の入手方法について 一般的な入手方法について</p> <p>テレビやラジオによる放送 平成19年10月1日から、準備の出来た放送局から順次、テレビ・ラジオにて緊急地震速報を放送しています。</p> <p>日本放送協会（NHK）では、気象庁が一般向けの緊急地震速報（警報）を発表した際に、文字や音声などにより放送します。この放送は、全国のどの地域を対象とした緊急地震速報（警報）であっても、全国すべての地域で放送されます。 民間の放送局においても、準備が整ったところから、気象庁が一般向けの緊急地震速報（警報）を発表した際、当該放送局の放送エリアが対象地域である場合に、文字や音声などにより放送されます。 民間放送局の放送形式や内容、放送開始時期等については、各放送局にご確認ください。</p> <p>【注】5弱以上の震度を予想した場合に一般向けの緊急地震速報（警報）を発表しますが、もっと大きな震度が予想されたときだけ放送するところもあります。</p> <p>【注】テレビ・ラジオでは、電源が切っている場合、緊急地震速報は受信できません。</p> <p>【注】テレビ・ラジオでは、緊急地震速報の報知音として、NHKのチャイム音を多くの放送局で使用しています。</p> <p>緊急地震速報が放送されたことがすぐわかるよう、NHKのチャイム音を試聴しておきましょう。またNHKラジオ第1放送では、毎週木曜午前11時30分頃、リスナーの皆様へ緊急地震速報が発表されたときのチャイム音を確認いただくための番組が放送されていますので、こちらも聴取してみましょう（番組内容の変更等で放送しない時もあります）。</p> <p>防災行政無線による放送 平成19年10月1日以降、市区町村では、準備が整い次第、総務省消防庁による全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた防災行政無線による放送が行われています。放送実施の有無や放送基準、放送内容などの詳しいことは、お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。</p> <p>携帯電話による受信 携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報の配信が行われています。 現在（平成22年8月25日）、携帯電話の同報機能を使用して緊急地震速報を配信しているのは、NTTドコモ（平成19年12月より）、au（KDDI）（平成20年3月より）、ソフトバンク（平成22年8月より）の3社になります。 受信できる携帯電話のことや受信するための設定などの詳細については携帯電話各社へお問い合わせください。</p> <p>【注】携帯電話では、テレビ・ラジオとは別の報知音を使用しています（各社共通です）。 緊急地震速報が放送されたことがすぐわかるよう、携帯電話の報知音（ドコモのページ）を試聴しておきましょう。</p> <p>施設の館内放送等 緊急地震速報の館内放送に行っている施設では、館内放送で緊急地震速報を知ることも可能になります。 （参考）気象庁本庁庁舎では、庁舎内で緊急地震速報を放送します。</p> <p>参考：<a href="http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EWW/kaisetsu/eww_receive.html">http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EWW/kaisetsu/eww_receive.html</a></p>

P	修正内容等	備考																																							
152	<p>(3) - 3 台風・気象情報に対する措置の例【自主保安のための参考資料】</p> <p>台風・気象情報に対する措置</p> <p>① 台風・気象に関する情報</p> <p>【新】5段階の警戒レベルと防災気象情報</p> <div data-bbox="197 316 1697 1380" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h3 style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">5段階の警戒レベルと防災気象情報</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">警戒レベル</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">住民が取るべき行動</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">市町村の対応</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">気象庁等の情報</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">相当する警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white;">5</td> <td style="background-color: #0056b3; color: white;"> <b>命の危険 直ちに安全確保！</b>  <small>すでに安全な避難ができます、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。</small> </td> <td style="background-color: #0056b3; color: white;"> <b>緊急安全確保</b>  <small>※必ず発令される情報ではない</small> </td> <td style="text-align: center;"> <b>大雨特別警報</b>   <small>辛辛クルル (危険度分布)</small>  <b>氾濫発生情報</b> </td> <td style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white;">5相当</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; color: #0056b3;"> <b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;</b> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #800080; color: white;">4</td> <td style="background-color: #800080; color: white;"> <b>危険な場所から全員避難</b>  <small>過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。</small> </td> <td style="background-color: #800080; color: white;"> <b>避難指示</b>  <b>第4次防災体制</b>  <small>(災害対策本部設置)</small> </td> <td style="background-color: #800080; color: white;"> <b>土砂災害警戒情報</b>  <b>高潮警報</b>  <b>高潮特別警報</b> </td> <td style="background-color: #800080; color: white;"> <small>※2</small>  <b>極めて危険</b>  <b>非常に危険</b>  <b>氾濫危険情報</b> </td> <td style="text-align: center; background-color: #800080; color: white;">4相当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #ff0000; color: white;">3</td> <td style="background-color: #ff0000; color: white;"> <b>危険な場所から高齢者等は避難</b>  <small>高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</small> </td> <td style="background-color: #ff0000; color: white;"> <b>高齢者等避難</b>  <b>第3次防災体制</b>  <small>(避難指示の発令を判断できる体制)</small> </td> <td style="background-color: #ff0000; color: white;"> <small>※1</small>  <b>大雨警報</b>  <b>洪水警報</b>  <small>高潮警報に切り替える可能性が高い</small>  <b>注意報</b> </td> <td style="background-color: #ff0000; color: white;"> <b>警戒 (警報級)</b>  <b>氾濫警戒情報</b> </td> <td style="text-align: center; background-color: #ff0000; color: white;">3相当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #ffff00; color: black;">2</td> <td style="background-color: #ffff00; color: black;"> <b>自らの避難行動を確認</b>  <small>ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。</small> </td> <td style="background-color: #ffff00; color: black;"> <b>第2次防災体制</b>  <small>(高齢者等避難の発令を判断できる体制)</small>   <b>第1次防災体制</b>  <small>(連絡要員を配置)</small> </td> <td style="background-color: #ffff00; color: black;"> <small>大雨警報に切り替える可能性が高い</small>  <b>注意報</b>   <b>大雨注意報</b>  <b>洪水注意報</b>   <b>高潮注意報</b> </td> <td style="background-color: #ffff00; color: black;"> <b>注意 (注意報級)</b>  <b>氾濫注意情報</b> </td> <td style="text-align: center; background-color: #ffff00; color: black;">2相当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #ffff00; color: black;">1</td> <td style="background-color: #ffff00; color: black;"> <b>災害への心構えを高める</b> </td> <td style="background-color: #ffff00; color: black;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心構えを一段高める</li> <li>・職員の連絡体制を確認</li> </ul> </td> <td style="background-color: #ffff00; color: black;"> <b>早期注意情報 (警報級の可能性)</b> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;"> <small>※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当します。  <small>※2 「極めて危険」(濃い紫) が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みにも活用することが考えられます。</small> </small></p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;"> <small>「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成</small> </p> </div>	警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル	5	<b>命の危険 直ちに安全確保！</b> <small>すでに安全な避難ができます、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。</small>	<b>緊急安全確保</b> <small>※必ず発令される情報ではない</small>	<b>大雨特別警報</b>  <small>辛辛クルル (危険度分布)</small> <b>氾濫発生情報</b>	5相当	<b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;</b>					4	<b>危険な場所から全員避難</b> <small>過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。</small>	<b>避難指示</b> <b>第4次防災体制</b> <small>(災害対策本部設置)</small>	<b>土砂災害警戒情報</b> <b>高潮警報</b> <b>高潮特別警報</b>	<small>※2</small> <b>極めて危険</b> <b>非常に危険</b> <b>氾濫危険情報</b>	4相当	3	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> <small>高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</small>	<b>高齢者等避難</b> <b>第3次防災体制</b> <small>(避難指示の発令を判断できる体制)</small>	<small>※1</small> <b>大雨警報</b> <b>洪水警報</b> <small>高潮警報に切り替える可能性が高い</small> <b>注意報</b>	<b>警戒 (警報級)</b> <b>氾濫警戒情報</b>	3相当	2	<b>自らの避難行動を確認</b> <small>ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。</small>	<b>第2次防災体制</b> <small>(高齢者等避難の発令を判断できる体制)</small>  <b>第1次防災体制</b> <small>(連絡要員を配置)</small>	<small>大雨警報に切り替える可能性が高い</small> <b>注意報</b>  <b>大雨注意報</b> <b>洪水注意報</b>  <b>高潮注意報</b>	<b>注意 (注意報級)</b> <b>氾濫注意情報</b>	2相当	1	<b>災害への心構えを高める</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心構えを一段高める</li> <li>・職員の連絡体制を確認</li> </ul>	<b>早期注意情報 (警報級の可能性)</b>			<p>5段階の警戒レベルと防災気象情報(図)の追加</p>
警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル																																					
5	<b>命の危険 直ちに安全確保！</b> <small>すでに安全な避難ができます、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。</small>	<b>緊急安全確保</b> <small>※必ず発令される情報ではない</small>	<b>大雨特別警報</b>  <small>辛辛クルル (危険度分布)</small> <b>氾濫発生情報</b>	5相当																																					
<b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;</b>																																									
4	<b>危険な場所から全員避難</b> <small>過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。</small>	<b>避難指示</b> <b>第4次防災体制</b> <small>(災害対策本部設置)</small>	<b>土砂災害警戒情報</b> <b>高潮警報</b> <b>高潮特別警報</b>	<small>※2</small> <b>極めて危険</b> <b>非常に危険</b> <b>氾濫危険情報</b>	4相当																																				
3	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> <small>高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</small>	<b>高齢者等避難</b> <b>第3次防災体制</b> <small>(避難指示の発令を判断できる体制)</small>	<small>※1</small> <b>大雨警報</b> <b>洪水警報</b> <small>高潮警報に切り替える可能性が高い</small> <b>注意報</b>	<b>警戒 (警報級)</b> <b>氾濫警戒情報</b>	3相当																																				
2	<b>自らの避難行動を確認</b> <small>ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。</small>	<b>第2次防災体制</b> <small>(高齢者等避難の発令を判断できる体制)</small>  <b>第1次防災体制</b> <small>(連絡要員を配置)</small>	<small>大雨警報に切り替える可能性が高い</small> <b>注意報</b>  <b>大雨注意報</b> <b>洪水注意報</b>  <b>高潮注意報</b>	<b>注意 (注意報級)</b> <b>氾濫注意情報</b>	2相当																																				
1	<b>災害への心構えを高める</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心構えを一段高める</li> <li>・職員の連絡体制を確認</li> </ul>	<b>早期注意情報 (警報級の可能性)</b>																																						

P	修正内容等		備考
153	④ 台風・気象に関する事業所内外及び関係者への通報連絡 通報範囲と設けるべき通報設備（高圧ガス保安法例示基準28） <b>【新】（削除）</b>	<b>【旧】（図の網掛け）</b>	削除
154	<b>【新】（削除）</b>	<b>【旧】※ 網掛け欄は県指導による。</b>	削除
155	（4） 地震防災規程 <b>【新】 1）目的</b> <b>2）用語の定義</b> （4）－1 地震防災計画の目的と位置づけ <b>【新】 1）目的</b> <b>2）地震防災計画の位置づけ</b>	<b>【旧】 1 目的</b> <b>2 用語の定義</b>  <b>【旧】 1 目的</b> <b>2 地震防災計画の位置づけ</b>	項目番号の修正
156	<b>【正】（4）－2 省令に規定される地震防災規程の項目・定めるべき内容</b>  （4）－3 地震防災計画の規定・定めるべき内容 ⑩ 防災関係機関との連絡調査等	<b>【誤】（4）－1 省令に規定される地震防災規程の項目・定めるべき内容</b>	項目番号の修正
165	<b>【新】 ⑩-4 地震による影響等</b> ・ ・ 又は <b>所管行政庁</b> により判定の方法等が示された場合 ・ ・	<b>【旧】 ⑩-4 地震による影響等</b> ・ ・ 又は <b>県</b> により判定の方法等が示された場合 ・ ・	権限移譲による修正
180	地震防災計画 第2章 地震防災計画の規定 <b>【新】</b> 2. 1 1. 4 地震による影響等 ・ ・ 又は <b>所管行政庁</b> により判定の方法等が示された場合 ・ ・	<b>【旧】</b> 2. 1 1. 4 地震による影響等 ・ ・ 又は <b>県</b> により判定の方法等が示された場合 ・ ・	権限移譲による修正

P	修正内容等	備考
188	<p>地震防災警戒本部の組織図 縣市町村→縣市町 修正</p> <p>【新】</p> <p style="text-align: center;"><b>地震防災警戒本部</b></p> <p style="text-align: center;"><b>【旧】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>地震防災警戒本部</b></p>	

P	修正内容等		備考
189	<p>(5) 保安教育計画</p> <p>【新】 1) 保安教育の目的</p> <p>2) 保安教育計画の制定</p> <p>・ ・認められたときは、<b>所管行政庁</b>は第一種製造者に対し・ ・</p> <p>3) 保安教育訓練の作成</p>	<p>【旧】 1 保安教育の目的</p> <p>2 保安教育計画の制定</p> <p>・ ・認められたときは、<b>県知事</b>は第一種製造者に対し・ ・</p> <p>3 保安教育訓練の作成</p>	<p>項目番号の修正</p> <p>権限移譲による修正</p>
191	<p>(5) - 1 特別規程・保安教育計画に定めるべき内容</p> <p>③ 教育の内容、方法及び実施期間</p> <p>《教育訓練の方法及び時期》</p> <p>③-4 機会教育訓練</p> <p>【新】 ▶ <b>所管行政庁</b>、高圧ガス保安協会等が・ ・</p>	<p>【旧】 ▶ <b>都道府県</b>、高圧ガス保安協会等が・ ・</p>	<p>権限移譲による修正</p>
194	<p>⑥ 保安教育訓練計画の制定及び変更に関する事</p> <p>《保安教育計画の制定及び変更》</p> <p>⑥-1 作成、制定及び変更の方法</p> <p>【新】・ ・また<b>所管行政庁</b>から保安教育計画の変更を要すると・ ・</p>	<p>【旧】・ ・また<b>静岡県知事</b>から保安教育計画の変更を要すると・ ・</p>	<p>権限移譲による修正</p>
200	<p>保安教育計画</p> <p>第4章 教育訓練の方法及び時期</p> <p>4. 3 機会教育訓練</p> <p>【新】 ⑧ <b>所管行政庁</b>、協会等が保安に係わる説明会、又は・ ・</p>	<p>【旧】 ⑧ <b>県</b>、協会等が保安に係わる説明会、又は・ ・</p>	<p>権限移譲による修正</p>
202	<p>第8章 保安教育計画の制定及び変更</p> <p>8. 1 作成、制定及び変更の方法</p> <p>【新】・ ・また<b>所管行政庁</b>から保安教育計画の変更を命ぜられたとき・ ・</p>	<p>【旧】・ ・また<b>静岡県知事</b>から保安教育計画の変更を命ぜられたとき・ ・</p>	<p>権限移譲による修正</p>
203	<p>(6) 製造施設 付属基準類</p> <p>【新】 1) ガス漏えい検知警報設備基準（自主保安のための参考資料）</p> <p>① 製造施設のガス漏えい・ ・</p> <p>② 警報盤・警報部は関係者の・ ・</p> <p>③ 警報については、原因の・ ・</p> <p>④ 日常の巡視点検時には・ ・</p> <p>⑤ 月次点検時には・ ・</p> <p>⑥ ガス漏えい検知警報設備は・ ・</p> <p>⑦ 検知警報設備の発信に・ ・</p> <p>【新】 <b>液石則</b>第6条第1項の基準</p> <p><b>29号</b> 製造施設には・ ・</p>	<p>【旧】 1. ガス漏えい検知警報設備基準（自主保安のための参考資料）</p> <p>(1) 製造施設のガス漏えい・ ・</p> <p>(2) 警報盤・警報部は関係者の・ ・</p> <p>(3) 警報については、原因の・ ・</p> <p>(4) 日常の巡視点検時には・ ・</p> <p>(5) 月次点検時には・ ・</p> <p>(6) ガス漏えい検知警報設備は・ ・</p> <p>(7) 検知警報設備の発信に・ ・</p> <p>【旧】 <b>保安規則</b>第6条第1項の基準</p> <p>29号 製造施設には・ ・</p>	<p>項目番号の修正</p> <p>修正</p>

P	修正内容等	【旧】	備考
204	<p>【新】</p> <p>&lt;&lt;参考&gt;&gt;</p> <p>高圧ガス保安法 液化石油ガス保安規則関係例示基準</p>	<p>高圧ガス保安法 液化石油ガス保安規則関係例示基準</p>	<p>&lt;&lt;参考&gt;&gt; 追加</p>
206	<p>【新】</p> <p>2) 消火設備基準（自主保安のための参考資料）</p> <p>① 製造施設の消火設備として・・・</p> <p>② 消火器の設置位置は・・・</p> <p>③ 日常の巡視点検時には・・・</p> <p>④ 月次点検時には・・・</p> <p>⑤ 資格者（消防設備士等）による・・・製造年より（ ）年で実施・・・その後（ ）年毎に・・・</p> <p>⑥ 製造より（ ）年を経過した消火器は・・・</p> <p>⑦ 消火設備の維持基準の改定にあたっては・・・</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【新】</p> <p>液石則第6条第1項の基準</p> <p>31号 製造施設には・・・</p> </div> <p>【新】</p> <p>参考：消火器メーカーは、消火器の耐用年数を10年としています。</p> <p>(削除)</p> <p>※ 設置状況によっては、耐用年数以内であっても、サビや傷等があるものは、交換または水圧試験を行ってください。</p> <p>(株)初田製作所HP「消火器の使用期限」抜粋</p>	<p>【旧】</p> <p>3. 消火設備基準（自主保安のための参考資料）</p> <p>(1) 製造施設の消火設備として・・・</p> <p>(2) 消火器の設置位置は・・・</p> <p>(3) 日常の巡視点検時には・・・</p> <p>(4) 月次点検時には・・・</p> <p>(5) 資格者（消防設備士等）による・・・製造年より 年で実施・・・その後 年毎に・・・</p> <p>(6) 製造より 年を経過した消火器は・・・</p> <p>(7) 消火設備の維持基準の改定にあたっては・・・</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【新】</p> <p>(2) 第一種製造設備の技術基準</p> <p>保安規則第6条第1項の基準</p> <p>31号 製造施設には・・・</p> </div> <p>【旧】</p> <p>参考：消火器メーカーは、消火器の耐用年数を8年としています。(平成23年1月1日以降に製造の物は10年)</p> <p>《理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業製品である以上経年変化はまぬがれず、一般工業製品と同じように消火器にも寿命があること。</li> <li>・ メーカー（製造者）として行った過去における製品の事故調査で、破裂などの事故発生の原因となった消火器のほとんどが、設置後8年以上を経過したものであったこと。</li> <li>・ (財)日本消防設備安全センターで保守点検制度を導入する際に実施した、6万本にもおよぶ追跡調査に基づく平均寿命（内部資料）のデータによる。</li> </ul> <p>※ 設置状況によっては、耐用年数以内であっても、錆や傷等があるものは、交換を推奨しています。</p>	<p>項目番号の修正年数の記入欄に( )を追加</p> <p>削除 修正</p> <p>修正・削除</p>
207	<p>【新】&lt;&lt;資料&gt;&gt;</p> <p>別記様式第1</p> <p>消火器具点検票</p>	<p>【旧】&lt;&lt;資料5&gt;&gt;</p> <p>別記様式第1</p> <p>消火器具点検票</p>	<p>5を削除</p> <p>差替え 差替え内容の表記は省略</p>

P	修正内容等	備考
209	<p>【新】</p> <p>&lt;&lt;資料&gt;&gt; 消火器の技術上の規格を定める省令等の一部改正について 消火器の型式失効</p> <p>消火器は総務省令で定める規格に適合し・・・</p> <p>旧規格の消火器は、令和4年1月1日より設置できなくなりました。</p> <p>現在は、新規規格に適合した消火器しか販売、設置等を行うことができません。</p> <p>(削除)</p> <p>【新】</p> <p>消火器のラベル表示</p> <p>(削除)</p> <p>【新】</p> <p>消火器の点検基準（平成23年1月1日施行）</p> <p>3. 初回の機器点検（内部・機能）の時期については、加圧式は製造年から3年、蓄圧式は製造年から5年となります。</p>	<p>6を削除</p> <p>すでに期限を超え、旧規格が使用できなくなったことによる修正</p> <p>「変更」を削除</p> <p>図の削除</p> <p>修正</p>
210	<p>(削除)</p> <p>点検等のサイクル</p>	<p>図の削除</p> <p>図のタイトル修正</p>

【旧】

<<資料6>> 消火器の技術上の規格を定める省令等の一部改正について  
消火器の型式失効

消火器は総務省令で定める規格に適合し・・・

今回、この規格（表示内容）が変更されたことで、平成24年1月1日以降は、新規規格に適合した消火器しか販売、設置等を行うことができません。

特例措置

現在設置されている旧型式（下記ラベルのないもの）は、平成33年12月31日までの11年間は設置可能です。

【旧】

消火器のラベル表示変更

型式失効と新型式の設置

【旧】

消火器の点検基準改正（平成23年1月1日施行）

3. 初回の機器点検（内部・機能）の時期について、加圧式・蓄圧式とも製造年から3年でしたが、加圧式は3年のまま、蓄圧式は5年に延長されます。

改正前

●消火器（二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器を除く）

改正後

P	修正内容等	備考																			
210	<p>【新】 (削除)</p> <p>廃消火器のリサイクル  (株)消火器リサイクル推進センター  TEL: 03-5829-6773 ホームページ: <a href="https://www.ferpc.jp/">https://www.ferpc.jp/</a></p>	<p>削除</p>																			
211	<p>【新】 3) その他の関係法令遵守基準 (自主保安のための参考資料) 送配電線付近での設備維持工事・作業の基準</p> <p>① 製造施設内の設備維持の為の工事・・・  ② 関係機関への書類の提出等・・・  ③ 工事・作業の為に送配電線付近で・・・  ④ 工事・作業の実施にあたっては・・・  ⑤ 工事・作業中に送配電線との接触・・・</p>	<p>【旧】 施行期日 平成23年4月1日 施工後3年間、耐圧性能点検については、製造後10年を経過し、外部点検において腐食等がなかった消火器は、抜き取り方式により実施することができます。</p> <p>(社)日本消火器工業会 (消火器リサイクル推進センター)  TEL: 03-5829-6773 ホームページ: <a href="http://ferpc.jp/">http://ferpc.jp/</a></p> <p>【旧】 4. その他の関係法令遵守基準 (自主保安のための参考資料) 送配電線付近での設備維持工事・作業の基準</p> <p>(1) 製造施設内の設備維持の為の工事・・・  (2) 関係機関への書類の提出等・・・  (3) 工事・作業の為に送配電線付近で・・・  (4) 工事・作業の実施にあたっては・・・  (5) 工事・作業中に送配電線との接触・・・</p>	<p>修正</p> <p>項目番号の修正</p>																		
213	<p>【新】 安全な離隔距離</p> <p>① 東京電力推奨  ② 中部電力推奨</p>	<p>【旧】</p> <p>(1) 東京電力推奨  (2) 中部電力推奨</p>	<p>項目番号の修正</p>																		
214	<p>連絡先</p> <p>① 東京電力パワーグリッド</p> <p>コンタクトセンター TEL: (フリーダイヤル) 0120-995-007  (代 表) 03-6375-9803</p> <p>※ 防護管の受付はWebで  ▶ 検索サイトから「東電 防護管」で検索 → 防護管WEB受付システムをクリック  「防護管WEB受付システム」  <a href="https://ttpbougoweb.japaneast.cloudapp.azure.com/prod/bougokan/">https://ttpbougoweb.japaneast.cloudapp.azure.com/prod/bougokan/</a></p>	<p>(1) 東京電力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地 域</th> <th>担当営業所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">送電線</td> <td>沼津市 (内浦、西浦、井田、戸田を除く) 御殿場市、裾野市、三島市、長泉町 小山町、函南町、清水町</td> <td>静岡総支社 送電保守グループ</td> <td>055-963-0186</td> </tr> <tr> <td>沼津市 (内浦、西浦、井田、戸田) 伊豆市、伊豆の国市、熱海市、伊東市 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町 松崎町、西伊豆町</td> <td>伊豆支社 送電保守グループ</td> <td>0558-76-5373</td> </tr> <tr> <td>富士市、富士宮市</td> <td>富士支社 送電保守グループ</td> <td>0545-51-2996</td> </tr> <tr> <td>配電線</td> <td>全 域</td> <td>カスタマーセンター</td> <td>0120-995-902</td> </tr> </tbody> </table>		地 域	担当営業所	電話番号	送電線	沼津市 (内浦、西浦、井田、戸田を除く) 御殿場市、裾野市、三島市、長泉町 小山町、函南町、清水町	静岡総支社 送電保守グループ	055-963-0186	沼津市 (内浦、西浦、井田、戸田) 伊豆市、伊豆の国市、熱海市、伊東市 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町 松崎町、西伊豆町	伊豆支社 送電保守グループ	0558-76-5373	富士市、富士宮市	富士支社 送電保守グループ	0545-51-2996	配電線	全 域	カスタマーセンター	0120-995-902	<p>項目番号の修正</p> <p>連絡先の修正</p>
	地 域	担当営業所	電話番号																		
送電線	沼津市 (内浦、西浦、井田、戸田を除く) 御殿場市、裾野市、三島市、長泉町 小山町、函南町、清水町	静岡総支社 送電保守グループ	055-963-0186																		
	沼津市 (内浦、西浦、井田、戸田) 伊豆市、伊豆の国市、熱海市、伊東市 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町 松崎町、西伊豆町	伊豆支社 送電保守グループ	0558-76-5373																		
	富士市、富士宮市	富士支社 送電保守グループ	0545-51-2996																		
配電線	全 域	カスタマーセンター	0120-995-902																		

P	修正内容等	備考																																																																																																			
214	<p>【新】</p> <p>② 中部電力パワーグリッド</p> <table border="1" data-bbox="159 240 999 1246"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>担当営業所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡市</td> <td>静岡電力センター</td> <td>054-202-1850</td> </tr> <tr> <td>焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町、袋井市、磐田市</td> <td>島田電力センター</td> <td>0547-37-9300</td> </tr> <tr> <td>浜松市、湖西市</td> <td>浜松電力センター</td> <td>053-464-1441</td> </tr> <tr> <td>静岡市 葵区、駿河区 清水区</td> <td>静岡営業所</td> <td>0120-977-106</td> </tr> <tr> <td>富士市 旧庵原郡富士川町</td> <td>清水営業所</td> <td>0120-977-146</td> </tr> <tr> <td>富士宮市 旧富士郡芝川町（内房）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤枝市・焼津市</td> <td>藤枝営業所</td> <td>0120-977-283</td> </tr> <tr> <td>島田市・牧之原市</td> <td>島田営業所</td> <td>0120-977-522</td> </tr> <tr> <td>榛原郡 川根本町、吉田町</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市・掛川市・菊川市・周智郡森町 袋井市（旧磐田郡浅羽町以外）</td> <td>掛川営業所</td> <td>0120-977-230</td> </tr> <tr> <td>袋井市 旧磐田郡浅羽町</td> <td>磐田営業所</td> <td>0120-977-250</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市 浜松市北区の一部（旧引佐郡引佐町、旧細江町、旧三ヶ日町、大原町、滝沢町、豊岡町、根洗町の一部、三方原町の一部、都田町、新都田、三幸町、鷺沢町）・浜松市西区の一部（大山町の一部、館山寺町、協和町、呉松町、湖東町の一部、桜台の一部、庄内町、庄和町、白洲町、平松町、深萩町、村楠町、和光町、和地町の一部）</td> <td>細江サービスステーション</td> <td>0120-977-542</td> </tr> <tr> <td>浜松市 浜北区、東区の一部（東名高速道路以北） 天竜区の一部（旧水窪町の門谷、塩沢、小和田、大嵐、西山を除く） 上記以外</td> <td>浜北営業所</td> <td>0120-977-607</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>浜松営業所</td> <td>0120-977-542</td> </tr> </tbody> </table> <p>送電線連絡先：<a href="https://powergrid.chuden.co.jp/corporate/company/officelist/jigyosho/jig_shizuoka/">https://powergrid.chuden.co.jp/corporate/company/officelist/jigyosho/jig_shizuoka/</a></p> <p>配電線連絡先：<a href="https://powergrid.chuden.co.jp/corporate/company/officelist/eigyosho/eig_shizuoka/">https://powergrid.chuden.co.jp/corporate/company/officelist/eigyosho/eig_shizuoka/</a></p>	地域	担当営業所	電話番号	静岡市	静岡電力センター	054-202-1850	焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町、袋井市、磐田市	島田電力センター	0547-37-9300	浜松市、湖西市	浜松電力センター	053-464-1441	静岡市 葵区、駿河区 清水区	静岡営業所	0120-977-106	富士市 旧庵原郡富士川町	清水営業所	0120-977-146	富士宮市 旧富士郡芝川町（内房）			藤枝市・焼津市	藤枝営業所	0120-977-283	島田市・牧之原市	島田営業所	0120-977-522	榛原郡 川根本町、吉田町			御前崎市・掛川市・菊川市・周智郡森町 袋井市（旧磐田郡浅羽町以外）	掛川営業所	0120-977-230	袋井市 旧磐田郡浅羽町	磐田営業所	0120-977-250	磐田市			浜松市 浜松市北区の一部（旧引佐郡引佐町、旧細江町、旧三ヶ日町、大原町、滝沢町、豊岡町、根洗町の一部、三方原町の一部、都田町、新都田、三幸町、鷺沢町）・浜松市西区の一部（大山町の一部、館山寺町、協和町、呉松町、湖東町の一部、桜台の一部、庄内町、庄和町、白洲町、平松町、深萩町、村楠町、和光町、和地町の一部）	細江サービスステーション	0120-977-542	浜松市 浜北区、東区の一部（東名高速道路以北） 天竜区の一部（旧水窪町の門谷、塩沢、小和田、大嵐、西山を除く） 上記以外	浜北営業所	0120-977-607	湖西市	浜松営業所	0120-977-542	<p>【旧】</p> <p>(2) 中部電力</p> <table border="1" data-bbox="1048 240 1865 1027"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>担当営業所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡市、焼津市（一部）、富士宮市の一部、富士市</td> <td>静岡電力センター 送電課</td> <td>054-272-4137</td> </tr> <tr> <td>島田市、藤枝市、焼津市（一部）、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町</td> <td>島田電力所 送電課</td> <td>0547-37-9321</td> </tr> <tr> <td>浜松市、湖西市</td> <td>浜松電力センター 送電課</td> <td>053-460-6010</td> </tr> <tr> <td>磐田市、袋井市、掛川市、浜松市（北部）、御前崎市（西部）、周智郡、菊川市（西部）</td> <td>掛川電力所 送電課</td> <td>0537-23-8779</td> </tr> <tr> <td>川根本町、静岡市（北部）、島田市（一部）、春野町（一部）</td> <td>大井川電力センター 送電課</td> <td>0547-59-3191</td> </tr> <tr> <td>静岡市 葵区、駿河区 清水区</td> <td>静岡営業所</td> <td>0120-985-210</td> </tr> <tr> <td>富士市 旧庵原郡富士川町</td> <td>清水営業所</td> <td>0120-985-220</td> </tr> <tr> <td>富士宮市 旧富士郡芝川町（内房）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤枝市・焼津市</td> <td>藤枝営業所</td> <td>0120-985-230</td> </tr> <tr> <td>島田市・牧之原市</td> <td>島田営業所</td> <td>0120-985-231</td> </tr> <tr> <td>榛原郡 川根本町、吉田町</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市・掛川市・菊川市・周智郡森町 袋井市（旧磐田郡浅羽町以外）</td> <td>掛川営業所</td> <td>0120-985-240</td> </tr> <tr> <td>袋井市 旧磐田郡浅羽町</td> <td>磐田営業所</td> <td>0120-985-241</td> </tr> <tr> <td>磐田市</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市 下記以外 北区の一部（旧引佐郡引佐町、旧細江町、旧三ヶ日町） 浜北区、東区の一部（東名高速道路以北） 天竜区</td> <td>浜松営業所 細江サービスステーション 浜北営業所 天竜サービスステーション</td> <td>0120-985-250 0120-985-255 0120-985-256 0120-985-257</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>新居サービスステーション</td> <td>0120-985-254</td> </tr> </tbody> </table> <p>表の修正</p>	地域	担当営業所	電話番号	静岡市、焼津市（一部）、富士宮市の一部、富士市	静岡電力センター 送電課	054-272-4137	島田市、藤枝市、焼津市（一部）、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町	島田電力所 送電課	0547-37-9321	浜松市、湖西市	浜松電力センター 送電課	053-460-6010	磐田市、袋井市、掛川市、浜松市（北部）、御前崎市（西部）、周智郡、菊川市（西部）	掛川電力所 送電課	0537-23-8779	川根本町、静岡市（北部）、島田市（一部）、春野町（一部）	大井川電力センター 送電課	0547-59-3191	静岡市 葵区、駿河区 清水区	静岡営業所	0120-985-210	富士市 旧庵原郡富士川町	清水営業所	0120-985-220	富士宮市 旧富士郡芝川町（内房）			藤枝市・焼津市	藤枝営業所	0120-985-230	島田市・牧之原市	島田営業所	0120-985-231	榛原郡 川根本町、吉田町			御前崎市・掛川市・菊川市・周智郡森町 袋井市（旧磐田郡浅羽町以外）	掛川営業所	0120-985-240	袋井市 旧磐田郡浅羽町	磐田営業所	0120-985-241	磐田市			浜松市 下記以外 北区の一部（旧引佐郡引佐町、旧細江町、旧三ヶ日町） 浜北区、東区の一部（東名高速道路以北） 天竜区	浜松営業所 細江サービスステーション 浜北営業所 天竜サービスステーション	0120-985-250 0120-985-255 0120-985-256 0120-985-257	湖西市	新居サービスステーション	0120-985-254
地域	担当営業所	電話番号																																																																																																			
静岡市	静岡電力センター	054-202-1850																																																																																																			
焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町、袋井市、磐田市	島田電力センター	0547-37-9300																																																																																																			
浜松市、湖西市	浜松電力センター	053-464-1441																																																																																																			
静岡市 葵区、駿河区 清水区	静岡営業所	0120-977-106																																																																																																			
富士市 旧庵原郡富士川町	清水営業所	0120-977-146																																																																																																			
富士宮市 旧富士郡芝川町（内房）																																																																																																					
藤枝市・焼津市	藤枝営業所	0120-977-283																																																																																																			
島田市・牧之原市	島田営業所	0120-977-522																																																																																																			
榛原郡 川根本町、吉田町																																																																																																					
御前崎市・掛川市・菊川市・周智郡森町 袋井市（旧磐田郡浅羽町以外）	掛川営業所	0120-977-230																																																																																																			
袋井市 旧磐田郡浅羽町	磐田営業所	0120-977-250																																																																																																			
磐田市																																																																																																					
浜松市 浜松市北区の一部（旧引佐郡引佐町、旧細江町、旧三ヶ日町、大原町、滝沢町、豊岡町、根洗町の一部、三方原町の一部、都田町、新都田、三幸町、鷺沢町）・浜松市西区の一部（大山町の一部、館山寺町、協和町、呉松町、湖東町の一部、桜台の一部、庄内町、庄和町、白洲町、平松町、深萩町、村楠町、和光町、和地町の一部）	細江サービスステーション	0120-977-542																																																																																																			
浜松市 浜北区、東区の一部（東名高速道路以北） 天竜区の一部（旧水窪町の門谷、塩沢、小和田、大嵐、西山を除く） 上記以外	浜北営業所	0120-977-607																																																																																																			
湖西市	浜松営業所	0120-977-542																																																																																																			
地域	担当営業所	電話番号																																																																																																			
静岡市、焼津市（一部）、富士宮市の一部、富士市	静岡電力センター 送電課	054-272-4137																																																																																																			
島田市、藤枝市、焼津市（一部）、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町	島田電力所 送電課	0547-37-9321																																																																																																			
浜松市、湖西市	浜松電力センター 送電課	053-460-6010																																																																																																			
磐田市、袋井市、掛川市、浜松市（北部）、御前崎市（西部）、周智郡、菊川市（西部）	掛川電力所 送電課	0537-23-8779																																																																																																			
川根本町、静岡市（北部）、島田市（一部）、春野町（一部）	大井川電力センター 送電課	0547-59-3191																																																																																																			
静岡市 葵区、駿河区 清水区	静岡営業所	0120-985-210																																																																																																			
富士市 旧庵原郡富士川町	清水営業所	0120-985-220																																																																																																			
富士宮市 旧富士郡芝川町（内房）																																																																																																					
藤枝市・焼津市	藤枝営業所	0120-985-230																																																																																																			
島田市・牧之原市	島田営業所	0120-985-231																																																																																																			
榛原郡 川根本町、吉田町																																																																																																					
御前崎市・掛川市・菊川市・周智郡森町 袋井市（旧磐田郡浅羽町以外）	掛川営業所	0120-985-240																																																																																																			
袋井市 旧磐田郡浅羽町	磐田営業所	0120-985-241																																																																																																			
磐田市																																																																																																					
浜松市 下記以外 北区の一部（旧引佐郡引佐町、旧細江町、旧三ヶ日町） 浜北区、東区の一部（東名高速道路以北） 天竜区	浜松営業所 細江サービスステーション 浜北営業所 天竜サービスステーション	0120-985-250 0120-985-255 0120-985-256 0120-985-257																																																																																																			
湖西市	新居サービスステーション	0120-985-254																																																																																																			

P	修正内容等		備考
215 216 217 218 219 220 221 222  —	<p>【新】 付録 出典：気象庁HP (<a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ki_jun/shizuoka.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ki_jun/shizuoka.html</a>)</p> <p>府県版警報・注意報基準一覧表の解説 差替え 警報・注意報発表基準一覧表（令和3年6月8日現在） 差替え （別表1）大雨警報基準（令和2年5月26日現在） 差替え （別表2）洪水警報基準（令和3年6月8日現在） 差替え （別表3）大雨注意報基準（令和3年6月8日現在） 差替え （別表4）洪水注意報基準（令和3年6月8日現在） 差替え</p> <p>【新】 —（削除）</p>	<p>【旧】 付録</p> <p>府県版警報・注意報基準一覧表の解説 警報・注意報発表基準一覧表（平成22年10月1日現在） （別表1）大雨警報基準（平成22年05月27日現在） （別表2）洪水警報基準（平成22年05月27日現在） （別表3）大雨注意報基準（平成22年05月27日現在） （別表4）洪水注意報基準（平成22年05月27日現在）</p> <p>【旧】 2. 液化石油ガス製造事業所相互防災対策実施要領</p>	<p>気象庁HPからの引用資料（出典の記載を追加）。現在のものに差替え。 ※ 差替え内容の記載は省略 ※ （別表5）高潮警報・注意報基準は変更なし（P229）</p> <p>削除 ※ 削除内容の記載は省略</p>
226	<p>【新】 第六章 1. 保安検査 （1）検査の方法 ① 検査実施者 【新】所管行政庁、又は・・・ （2）申請の方法 【新】保安検査は、前回の保安検査の日から1年（初回の保安検査の場合は完成検査の日から1年）を経過した日を基準日とする。 基準日の前後1月以内に保安検査を受ければ、基準日に保安検査を受けたものとみなされ、次回の保安検査は基準日から起算する。 なお、保安検査申請書は、基準日から1年を超えない日までに検査実施者に提出する。</p>	<p>【旧】静岡県、静岡市、浜松市、又は・・・</p> <p>【旧】保安検査は ・初回：“製造施設完成検査証”の交付を受けた日 ・2回目以降：“前回の保安検査証”の交付を受けた日から11ヶ月を超えない日までに静岡県、又は指定保安検査機関へ次の書類により申請する。</p>	<p>表記の統一</p> <p>H29 追補による修正 裕度機関について再掲する。</p>

P	修正内容等	備考	
226	<p><b>【新】</b></p> <p>液石則改正施行日 (平成 29 年 4 月 1)</p> <p>前回の保安検査の日</p> <p>1年</p> <p>基準日 (みなし保安検査日)</p> <p>1年</p> <p>基準日 (みなし保安検査日)</p> <p>前後1ヵ月</p> <p>1年</p> <p>基準日 (みなし保安検査日)</p> <p>1年</p> <p>基準日 (みなし保安検査日)</p> <p>前後1ヵ月</p> <p>1年</p> <p>完成検査の日</p> <p>1年</p> <p>基準日 (みなし保安検査日)</p> <p>(3) 保安検査証の交付</p> <p><b>【新】</b> 検査終了後、<b>所管行政庁</b>、又は・・・</p> <p>(4) 受検届</p> <p><b>【新】</b>・・・15日以内に<b>所管行政庁</b>へ提出する。</p> <p>(5) その他</p> <p>② 保安検査改善報告書</p> <p><b>【新】</b>▶ 保安検査により・・・<b>所管行政庁</b>、又は・・・</p>	<p><b>【旧】</b></p> <p>[検査日までのタイムフロー]</p> <p>前回の保安検査証の 交付を受けた日</p> <p>11ヶ月</p> <p>1年</p> <p>(定期自主検査)</p> <p>保安検査の申請</p> <p>今回の保安検査</p> <p><b>【旧】</b> 検査終了後、<b>静岡県</b>、<b>静岡市</b>、<b>浜松市</b>、又は・・・</p> <p><b>【旧】</b>・・・15日以内に<b>静岡県</b>、<b>静岡市</b>、<b>浜松市</b>へ提出する。</p> <p><b>【旧】</b>▶ 保安検査により・・・<b>静岡県</b>、<b>静岡市</b>、<b>浜松市</b>、或いは・・・</p>	<p>H29 追補による修正 表の差替え (再掲)</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p>
227	<p>(5) その他</p> <p>② 保安検査改善報告書</p> <p><b>【新】</b>▶ 保安検査により・・・<b>所管行政庁</b>、又は・・・</p>	<p><b>【旧】</b>▶ 保安検査により・・・<b>静岡県</b>、<b>静岡市</b>、<b>浜松市</b>、或いは・・・</p>	<p>表記の統一</p>
229	<p>2. 開放検査及び分解点検・整備の周期</p> <p><b>【新】</b>・・・に基づき KHKS0850-2 (2017) 保安検査基準・・・</p> <p><b>【新】</b></p> <p>1) 貯槽に係る開放検査周期</p> <p><b>表 1</b>に示すとおりとすること。</p> <p>2) 貯槽以外の高圧ガス設備に係る分解点検・整備の周期</p> <p><b>表 2</b>に示すとおりとすること。</p> <p>3) 第一種製造者の周期設定に係る規定の整備</p> <p>① 第一種製造者は・・・</p> <p>② ①の規定は・・・また<b>所管行政庁</b>又は・・・</p> <p>4) 周期の短縮等</p>	<p><b>【旧】</b>・・・に基づき KHKS0850-2 (2011) 保安検査基準・・・</p> <p><b>【旧】</b></p> <p>1 貯槽に係る開放検査周期</p> <p><b>表 1</b>に示すとおりとすること。</p> <p>2 貯槽以外の高圧ガス設備に係る分解点検・整備の周期</p> <p><b>表 2</b>に示すとおりとすること。</p> <p>3 第一種製造者の周期設定に係る規定の整備</p> <p>(1) 第一種製造者は・・・</p> <p>(2) (1)の規定は・・・また<b>県</b>又は・・・</p> <p>4 周期の短縮等</p>	<p>参照元の改訂による 修正 項目番号の修正</p> <p>権限移譲による修正</p>

P	修正内容等	【旧】	備考
230	<p>【新】 表 1 貯槽開放検査周期 (2) 埋設貯槽 (砂詰め方式)</p>	<p>【旧】 表 1 貯槽開放検査周期</p>	修正
231	<p>【新】 表 2 分解点検・整備の周期 (注 1 参照)</p>	<p>【旧】 表 2 分解点検・整備の周期 (注 1 参照)</p>	修正
233	<p>注 1 ・ ・ KHKS 保安検査基準 0850-2 (2017) 【表 2】高圧ガス設備の ・ ・ (2) 貯槽以外の技術上の基準関係 ① 蒸発器 イ 蒸発器の分解にあつては、特に次のことに留意すること。</p>	<p>注 1 ・ ・ KHKS 保安検査基準 0850-2 (2011) 【表 2-1】高圧ガス設備の ・ ・</p>	修正
234	<p>【新】 1) 検査前に防錆効果及び水質等腐食要因と ・ ・ 2) 液面制御装置及び減圧設備を分解し ・ ・ 3) 熱交換部を取出し ・ ・ 4) 肉厚の測定は ・ ・ ③ その他の高圧ガス設備 ア 分解点検・整備の周期</p>	<p>【旧】 (1) 検査前に防錆効果及び水質等腐食要因と ・ ・ (2) 液面制御装置及び減圧設備を分解し ・ ・ (3) 熱交換部を取出し ・ ・ (4) 肉厚の測定は ・ ・</p>	項目番号の修正
235	<p>【新】 1) 貯槽付属弁類は使用の程度に応じ短縮 ・ ・ 2) 移動式製造設備の分解点検 ・ ・ 3) 貯槽開放検査ごとに次の分解点検 ・ ・ 4) Y型弁、ローディングアームは ・ ・ 5) ディスペンサ ・ ・ (P 2 3 3 表 2 注 4 参照) 6) 金属伸縮管は ・ ・ (P 2 3 3 表 2 注 6 参照) 7) 高圧ホースはメーカー推奨交換時期 ・ ・ 8) 配管付属弁類は、メーカー推奨交換時期 ・ ・ 9) 埋設配管 (中・低圧配管を含む) については ・ ・ イ 周期外においても次の場合は実施する。</p>	<p>【旧】 (1) 貯槽付属弁類は使用の程度に応じ短縮 ・ ・ (2) 移動式製造設備の分解点検 ・ ・ (3) 貯槽開放検査ごとに次の分解点検 ・ ・ (4) Y型弁、ローディングアームは ・ ・ (5) ディスペンサ ・ ・ (表 2 注 4 参照) (6) 金属伸縮管は ・ ・ (表 2 注 6 参照) (7) 高圧ホースはメーカー推奨交換時期 ・ ・ (8) 配管付属弁類は、メーカー推奨交換時期 ・ ・ (9) 埋設配管 (中・低圧配管を含む) については ・ ・</p>	項目番号の修正
235	<p>【新】 1) 外観検査を行って ・ ・ 2) 漏えい検査を行って ・ ・ 3) 耐圧試験を行い ・ ・ 4) 手動弁は、外観検査・作動検査により ・ ・ i. 気密試験の際、グランドパッキンまたは ・ ・ ii. 開閉操作が円滑に実施できなくなった場合 ・ ・ iii. スピンドルに、がたつきが確認された場合 ・ ・ iv. 気密試験の際、弁箱から漏えいが確認された場合 ・ ・</p>	<p>【旧】 (1) 外観検査を行って ・ ・ (2) 漏えい検査を行って ・ ・ (3) 耐圧試験を行い ・ ・ (4) 手動弁は、外観検査・作動検査により ・ ・ 1) 気密試験の際、グランドパッキンまたは ・ ・ 2) 開閉操作が円滑に実施できなくなった場合 ・ ・ 3) スピンドルに、がたつきが確認された場合 ・ ・ 4) 気密試験の際、弁箱から漏えいが確認された場合 ・ ・</p>	参照ページの追加 参照ページの追加
235	<p>【新】 1) 外観検査を行って ・ ・ 2) 漏えい検査を行って ・ ・ 3) 耐圧試験を行い ・ ・ 4) 手動弁は、外観検査・作動検査により ・ ・ i. 気密試験の際、グランドパッキンまたは ・ ・ ii. 開閉操作が円滑に実施できなくなった場合 ・ ・ iii. スピンドルに、がたつきが確認された場合 ・ ・ iv. 気密試験の際、弁箱から漏えいが確認された場合 ・ ・</p>	<p>【旧】 (1) 外観検査を行って ・ ・ (2) 漏えい検査を行って ・ ・ (3) 耐圧試験を行い ・ ・ (4) 手動弁は、外観検査・作動検査により ・ ・ 1) 気密試験の際、グランドパッキンまたは ・ ・ 2) 開閉操作が円滑に実施できなくなった場合 ・ ・ 3) スピンドルに、がたつきが確認された場合 ・ ・ 4) 気密試験の際、弁箱から漏えいが確認された場合 ・ ・</p>	項目番号の修正

P	修正内容等		備考																											
236 ～ 238 239 240 241 242	<p>⑤ フレキシブルチューブ類の管理について</p> <p>【新】日団協 技術基準 S高-002-2019 差替え LPガス充填所等に対する品質確認要領</p> <p>【新】附属書A (参考) KHKS0850-2:2017 差替え フレキシブルチューブ類の管理について</p> <p>【新】 S高-002- (様式) S高-002-2019 差替え (P242 記載例も同様)</p> <p>(例示) 【元売出荷用】LPガス試験成績書</p>	<p>【旧】日団協 技術基準 S高-002-2012 LPガス充填所等に対する品質確認要領</p> <p>【旧】附属書A (参考) KHKS0850-2:2011 フレキシブルチューブ類の管理について</p> <p>【旧】 S高-002- (様式) S高-002-2012 (例示) 【元売出荷用】LPガス試験成績書</p>	<p>日団協からの引用資料を差替え。</p> <p>KHK からの引用資料を差替え。</p> <p>※ 差替え内容の記載は省略 記載例も差替え</p>																											
243	<p>(4) 充てん設備変更届(液石法第37条の4第3項)</p> <p>① 届出が必要となる変更</p> <p>【新】以下の項目1～4該当する変更</p> <table border="1" data-bbox="174 647 1005 1114"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>変更の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>液化石油ガスの通る部分の取替え (同種・同型式のものに限る)</td> <td>変更前、変更後の内容がわかる図面等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>液化石油ガスが通る部分の充填設備に係る設備の取替えであって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの</td> <td>変更前、変更後の内容がわかる図面等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え</td> <td>変更前、変更後の内容がわかる図面等</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>充てん設備の撤去</td> <td>撤去した充てん設備に係る許可証、完成検査証</td> </tr> </tbody> </table>	項目	変更の内容	備考	1	液化石油ガスの通る部分の取替え (同種・同型式のものに限る)	変更前、変更後の内容がわかる図面等	2	液化石油ガスが通る部分の充填設備に係る設備の取替えであって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの	変更前、変更後の内容がわかる図面等	3	液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え	変更前、変更後の内容がわかる図面等	4	充てん設備の撤去	撤去した充てん設備に係る許可証、完成検査証	<p>【旧】以下の項目1～3該当する変更</p> <table border="1" data-bbox="1039 647 1888 1023"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>変更の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>液化石油ガスの通る部分の取替え (同種・同型式のものに限る)</td> <td>変更前、変更後の内容がわかる図面等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え</td> <td>変更前、変更後の内容がわかる図面等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>充てん設備の撤去</td> <td>撤去した充てん設備に係る許可証、完成検査証</td> </tr> </tbody> </table>	項目	変更の内容	備考	1	液化石油ガスの通る部分の取替え (同種・同型式のものに限る)	変更前、変更後の内容がわかる図面等	2	液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え	変更前、変更後の内容がわかる図面等	3	充てん設備の撤去	撤去した充てん設備に係る許可証、完成検査証	<p>項目追加表の変更</p>
項目	変更の内容	備考																												
1	液化石油ガスの通る部分の取替え (同種・同型式のものに限る)	変更前、変更後の内容がわかる図面等																												
2	液化石油ガスが通る部分の充填設備に係る設備の取替えであって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの	変更前、変更後の内容がわかる図面等																												
3	液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え	変更前、変更後の内容がわかる図面等																												
4	充てん設備の撤去	撤去した充てん設備に係る許可証、完成検査証																												
項目	変更の内容	備考																												
1	液化石油ガスの通る部分の取替え (同種・同型式のものに限る)	変更前、変更後の内容がわかる図面等																												
2	液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え	変更前、変更後の内容がわかる図面等																												
3	充てん設備の撤去	撤去した充てん設備に係る許可証、完成検査証																												

P	修正内容等	備考																																																																															
245	<<参考例>> 開放検査及び分解点検・整備の周期の自社基準 <b>差替え</b> <b>【新】1. 貯槽</b> <table border="1" data-bbox="168 272 936 454"> <thead> <tr> <th colspan="7">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>15T 貯槽</td> <th>設置年月</th> <td>昭和38年10月</td> <th>周期</th> <td>9年</td> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令</td> <td colspan="6">平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領</td> </tr> <tr> <td colspan="7">貯槽開放検査周期(9年)選択の考え、根拠            ・平成17年3月告示を受け、開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、開放検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回以降の開放周期について9年周期設定とし、<b>今回、令和元年9月に実施した。</b>            次回の開放検査は<b>9年後の令和9年9月</b>に実施予定とする。            但し、貯槽元弁等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。         </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">開放検査履歴及び予定時期</td> <td>前回実施</td> <td>平成22年9月18日か25日</td> <td rowspan="3">代表者</td> <td rowspan="3">保安統括者</td> <td rowspan="3">保安係員</td> <td rowspan="3">作成</td> </tr> <tr> <td>今回実施</td> <td>令和元年9月18日から25日</td> </tr> <tr> <td>次回実施</td> <td>令和9年9月予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 残ガス回収貯槽(応力除去焼鈍済)については、初回2年以内、2回目以降5年以内</p>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準							設備名称	15T 貯槽	設置年月	昭和38年10月	周期	9年		関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領						貯槽開放検査周期(9年)選択の考え、根拠 ・平成17年3月告示を受け、開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、開放検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回以降の開放周期について9年周期設定とし、 <b>今回、令和元年9月に実施した。</b> 次回の開放検査は <b>9年後の令和9年9月</b> に実施予定とする。 但し、貯槽元弁等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。							開放検査履歴及び予定時期	前回実施	平成22年9月18日か25日	代表者	保安統括者	保安係員	作成	今回実施	令和元年9月18日から25日	次回実施	令和9年9月予定	<b>【旧】1. 貯槽</b> <table border="1" data-bbox="1057 272 1825 454"> <thead> <tr> <th colspan="7">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>15T 貯槽</td> <th>設置年月</th> <td>昭和38年10月</td> <th>周期</th> <td>9年</td> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令</td> <td colspan="6">平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領</td> </tr> <tr> <td colspan="7">貯槽開放検査周期(9年)選択の考え、根拠            ・平成17年3月告示を受け、前回の開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、開放検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回の開放周期について9年周期設定とし、前回(平成22年9月)より9年後の平成31年9月を次回開放検査実施予定とする。            但し、貯槽元弁等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。         </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">開放検査履歴及び予定時期</td> <td>前回実施</td> <td>平成17年9月4日から14日</td> <td rowspan="3">代表者</td> <td rowspan="3">保安統括者</td> <td rowspan="3">保安係員</td> <td rowspan="3">作成</td> </tr> <tr> <td>今回実施</td> <td>平成22年9月18日から25日</td> </tr> <tr> <td>次回実施</td> <td>平成31年9月予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 残ガス回収貯槽(応力除去焼鈍済)については、初回2年以内、2回目以降5年以内</p>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準							設備名称	15T 貯槽	設置年月	昭和38年10月	周期	9年		関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領						貯槽開放検査周期(9年)選択の考え、根拠 ・平成17年3月告示を受け、前回の開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、開放検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回の開放周期について9年周期設定とし、前回(平成22年9月)より9年後の平成31年9月を次回開放検査実施予定とする。 但し、貯槽元弁等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。							開放検査履歴及び予定時期	前回実施	平成17年9月4日から14日	代表者	保安統括者	保安係員	作成	今回実施	平成22年9月18日から25日	次回実施	平成31年9月予定	差替え
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																	
設備名称	15T 貯槽	設置年月	昭和38年10月	周期	9年																																																																												
関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領																																																																																
貯槽開放検査周期(9年)選択の考え、根拠 ・平成17年3月告示を受け、開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、開放検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回以降の開放周期について9年周期設定とし、 <b>今回、令和元年9月に実施した。</b> 次回の開放検査は <b>9年後の令和9年9月</b> に実施予定とする。 但し、貯槽元弁等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。																																																																																	
開放検査履歴及び予定時期	前回実施	平成22年9月18日か25日	代表者	保安統括者	保安係員	作成																																																																											
	今回実施	令和元年9月18日から25日																																																																															
	次回実施	令和9年9月予定																																																																															
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																	
設備名称	15T 貯槽	設置年月	昭和38年10月	周期	9年																																																																												
関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領																																																																																
貯槽開放検査周期(9年)選択の考え、根拠 ・平成17年3月告示を受け、前回の開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、開放検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回の開放周期について9年周期設定とし、前回(平成22年9月)より9年後の平成31年9月を次回開放検査実施予定とする。 但し、貯槽元弁等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。																																																																																	
開放検査履歴及び予定時期	前回実施	平成17年9月4日から14日	代表者	保安統括者	保安係員	作成																																																																											
	今回実施	平成22年9月18日から25日																																																																															
	次回実施	平成31年9月予定																																																																															
246	<b>【新】2. 貯槽付属品</b> <table border="1" data-bbox="168 874 936 1056"> <thead> <tr> <th colspan="7">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>貯槽付属品</td> <th>設置年月</th> <td>昭和38年10月</td> <th>周期</th> <td>9年</td> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令</td> <td colspan="6">平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領</td> </tr> <tr> <td colspan="7">貯槽開放検査、付属品周期(9年)選択の考え、根拠            ・平成17年3月告示を受け、開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、付属品検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回以降の付属品検査について9年の周期設定とし、<b>今回、令和元年9月に実施した。</b>            次回の付属品の検査は、<b>9年後の令和9年9月</b>に実施予定とする。            貯槽元弁については、平成12年9月開放検査時の更新で設置から19年となる為、設備劣化を考慮して更新を実施した。            但し、貯槽付属品等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。         </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分解検査履歴及び予定時期</td> <td>前回実施</td> <td>平成22年9月18日から25日</td> <td rowspan="3">代表者</td> <td rowspan="3">保安統括者</td> <td rowspan="3">保安係員</td> <td rowspan="3">作成</td> </tr> <tr> <td>今回実施</td> <td>令和元年9月18日から25日</td> </tr> <tr> <td>次回実施</td> <td>令和9年9月予定</td> </tr> </tbody> </table>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準							設備名称	貯槽付属品	設置年月	昭和38年10月	周期	9年		関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領						貯槽開放検査、付属品周期(9年)選択の考え、根拠 ・平成17年3月告示を受け、開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、付属品検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回以降の付属品検査について9年の周期設定とし、 <b>今回、令和元年9月に実施した。</b> 次回の付属品の検査は、 <b>9年後の令和9年9月</b> に実施予定とする。 貯槽元弁については、平成12年9月開放検査時の更新で設置から19年となる為、設備劣化を考慮して更新を実施した。 但し、貯槽付属品等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。							分解検査履歴及び予定時期	前回実施	平成22年9月18日から25日	代表者	保安統括者	保安係員	作成	今回実施	令和元年9月18日から25日	次回実施	令和9年9月予定	<b>【旧】2. 貯槽付属品</b> <table border="1" data-bbox="1057 874 1825 1056"> <thead> <tr> <th colspan="7">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>貯槽付属品</td> <th>設置年月</th> <td>昭和38年10月</td> <th>周期</th> <td>9年</td> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令</td> <td colspan="6">平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領</td> </tr> <tr> <td colspan="7">貯槽開放検査、付属品周期(9年)選択の考え、根拠            ・平成17年3月告示を受け、前回の開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、付属品検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回の付属品検査について9年の周期設定とし、今回(平成22年9月)より9年後の平成31年9月を次回付属品の検査実施予定とする。            貯槽元弁については、平成12年9月開放検査時の更新で次回の開放検査時には設置から19年となる為、設備劣化を考慮して更新を実施する。            但し、貯槽付属品等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。         </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分解検査履歴及び予定時期</td> <td>前回実施</td> <td>平成17年9月4日から14日</td> <td rowspan="3">代表者</td> <td rowspan="3">保安統括者</td> <td rowspan="3">保安係員</td> <td rowspan="3">作成</td> </tr> <tr> <td>今回実施</td> <td>平成22年9月18日から25日</td> </tr> <tr> <td>次回実施</td> <td>平成31年9月予定</td> </tr> </tbody> </table>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準							設備名称	貯槽付属品	設置年月	昭和38年10月	周期	9年		関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領						貯槽開放検査、付属品周期(9年)選択の考え、根拠 ・平成17年3月告示を受け、前回の開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、付属品検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回の付属品検査について9年の周期設定とし、今回(平成22年9月)より9年後の平成31年9月を次回付属品の検査実施予定とする。 貯槽元弁については、平成12年9月開放検査時の更新で次回の開放検査時には設置から19年となる為、設備劣化を考慮して更新を実施する。 但し、貯槽付属品等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。							分解検査履歴及び予定時期	前回実施	平成17年9月4日から14日	代表者	保安統括者	保安係員	作成	今回実施	平成22年9月18日から25日	次回実施	平成31年9月予定	差替え
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																	
設備名称	貯槽付属品	設置年月	昭和38年10月	周期	9年																																																																												
関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領																																																																																
貯槽開放検査、付属品周期(9年)選択の考え、根拠 ・平成17年3月告示を受け、開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、付属品検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回以降の付属品検査について9年の周期設定とし、 <b>今回、令和元年9月に実施した。</b> 次回の付属品の検査は、 <b>9年後の令和9年9月</b> に実施予定とする。 貯槽元弁については、平成12年9月開放検査時の更新で設置から19年となる為、設備劣化を考慮して更新を実施した。 但し、貯槽付属品等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。																																																																																	
分解検査履歴及び予定時期	前回実施	平成22年9月18日から25日	代表者	保安統括者	保安係員	作成																																																																											
	今回実施	令和元年9月18日から25日																																																																															
	次回実施	令和9年9月予定																																																																															
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																	
設備名称	貯槽付属品	設置年月	昭和38年10月	周期	9年																																																																												
関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領																																																																																
貯槽開放検査、付属品周期(9年)選択の考え、根拠 ・平成17年3月告示を受け、前回の開放周期5年により平成22年9月開放検査を実施し、付属品検査結果に問題が無い為、平成26年4月1日より次回の付属品検査について9年の周期設定とし、今回(平成22年9月)より9年後の平成31年9月を次回付属品の検査実施予定とする。 貯槽元弁については、平成12年9月開放検査時の更新で次回の開放検査時には設置から19年となる為、設備劣化を考慮して更新を実施する。 但し、貯槽付属品等の設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。																																																																																	
分解検査履歴及び予定時期	前回実施	平成17年9月4日から14日	代表者	保安統括者	保安係員	作成																																																																											
	今回実施	平成22年9月18日から25日																																																																															
	次回実施	平成31年9月予定																																																																															

P	修正内容等	備考																																																																																																																																							
247	<p><b>【新】 3. 金属伸縮管</b></p> <table border="1" data-bbox="170 193 976 376"> <thead> <tr> <th colspan="5">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>金属伸縮管 (フレキシブルチューブ)</td> <th>設置年月</th> <td>平成23年 9月</td> <th>周期</th> <td>1年/3年 /6年</td> </tr> <tr> <th>関係法令</th> <td colspan="4">平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領</td> </tr> </thead> </table> <p><b>金属伸縮管点検(1年)、交換周期(3年/6年)選択の考え、根拠</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年3月告示を受け、交換周期7年により平成23年9月フレキ交換を実施、平成24年6月30日告示改正で1年の目視点検とした。</li> <li>No.1リリーフの金属伸縮管については、接続状況に『曲がり』があり、保安検査基準により3年の交換周期とし、令和2年9月の交換により次回交換を令和5年9月に予定する。</li> <li>動機器に接続する金属伸縮管についてはKHKS0850(2017)附属書Aを参考に6年の周期設定とし、前回(平成29年9月)より6年後の令和5年9月に次回交換を予定する。</li> <li>但し、設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="170 807 976 986"> <thead> <tr> <th rowspan="5">分解検査履歴 及び予定時期</th> <th>前回実施</th> <td>平成29年9月18日</td> <th>代表者</th> <td></td> <th>保安 統括者</th> <td></td> <th>保安係員</th> <td></td> <th>作成</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>今回実施</th> <td>令和2年9月18日</td> <td>No.1リリーフ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>今回実施</th> <td></td> <td>動機器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>次回実施</th> <td>令和5年9月予定</td> <td>No.1リリーフ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>次回実施</th> <td>令和5年9月予定</td> <td>動機器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準					設備名称	金属伸縮管 (フレキシブルチューブ)	設置年月	平成23年 9月	周期	1年/3年 /6年	関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領				分解検査履歴 及び予定時期	前回実施	平成29年9月18日	代表者		保安 統括者		保安係員		作成		今回実施	令和2年9月18日	No.1リリーフ								今回実施		動機器								次回実施	令和5年9月予定	No.1リリーフ								次回実施	令和5年9月予定	動機器								<p><b>【旧】 3. 金属伸縮管</b></p> <table border="1" data-bbox="1059 193 1821 376"> <thead> <tr> <th colspan="5">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>金属伸縮管 (フレキシブルチューブ)</td> <th>設置年月</th> <td>平成23年 9月</td> <th>周期</th> <td>1年/3年 /6年</td> </tr> <tr> <th>関係法令</th> <td colspan="4">平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領</td> </tr> </thead> </table> <p><b>金属伸縮管点検(1年)、交換周期(3年/6年)選択の考え、根拠</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年3月告示を受け、前回の交換周期7年により平成23年9月フレキ交換を実施、平成24年6月30日告示改正で1年の目視点検とした。</li> <li>No.1リリーフの金属伸縮管については、接続状況に『曲がり』があり、保安検査基準により3年の交換周期で交換、平成26年9月の交換により次回交換を平成29年9月を予定する。</li> <li>動機器に接続する金属伸縮管についてはKHKS0850(2011)附属書Aを参考に6年の周期設定とし、前回(平成23年9月)より6年後の平成29年9月に次回交換を予定とする。</li> <li>但し、設備劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1059 807 1821 986"> <thead> <tr> <th rowspan="5">分解検査履歴 及び予定時期</th> <th>前回実施</th> <td>平成23年9月23日</td> <th>代表者</th> <td></td> <th>保安 統括者</th> <td></td> <th>保安係員</th> <td></td> <th>作成</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>今回実施</th> <td>平成26年9月18日</td> <td>No.1リリーフ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>今回実施</th> <td>平成26年9月18日</td> <td>動機器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>次回実施</th> <td>平成29年9月予定</td> <td>No.1リリーフ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>次回実施</th> <td>平成29年9月予定</td> <td>動機器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準					設備名称	金属伸縮管 (フレキシブルチューブ)	設置年月	平成23年 9月	周期	1年/3年 /6年	関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領				分解検査履歴 及び予定時期	前回実施	平成23年9月23日	代表者		保安 統括者		保安係員		作成		今回実施	平成26年9月18日	No.1リリーフ								今回実施	平成26年9月18日	動機器								次回実施	平成29年9月予定	No.1リリーフ								次回実施	平成29年9月予定	動機器								差替え
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																																																																									
設備名称	金属伸縮管 (フレキシブルチューブ)	設置年月	平成23年 9月	周期	1年/3年 /6年																																																																																																																																				
関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領																																																																																																																																								
分解検査履歴 及び予定時期	前回実施	平成29年9月18日	代表者		保安 統括者		保安係員		作成																																																																																																																																
	今回実施	令和2年9月18日	No.1リリーフ																																																																																																																																						
	今回実施		動機器																																																																																																																																						
	次回実施	令和5年9月予定	No.1リリーフ																																																																																																																																						
	次回実施	令和5年9月予定	動機器																																																																																																																																						
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																																																																									
設備名称	金属伸縮管 (フレキシブルチューブ)	設置年月	平成23年 9月	周期	1年/3年 /6年																																																																																																																																				
関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領																																																																																																																																								
分解検査履歴 及び予定時期	前回実施	平成23年9月23日	代表者		保安 統括者		保安係員		作成																																																																																																																																
	今回実施	平成26年9月18日	No.1リリーフ																																																																																																																																						
	今回実施	平成26年9月18日	動機器																																																																																																																																						
	次回実施	平成29年9月予定	No.1リリーフ																																																																																																																																						
	次回実施	平成29年9月予定	動機器																																																																																																																																						

P	修正内容等	備考																																																																																															
248	<p>【新】 4. 高圧ホース</p> <table border="1" data-bbox="174 193 947 671"> <thead> <tr> <th colspan="7">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>高圧ホース</td> <th>設置年月</th> <td>平成22年10月</td> <th>周期</th> <td>5年</td> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令</td> <td colspan="6">平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領</td> </tr> <tr> <td colspan="7">高圧ホース交換周期(5年)選択の考え、根拠 平成17年3月告示を受け、交換周期7年により平成22年10月交換を実施し、メーカー推奨期間、使用状況、日常点検結果を考慮して、以降の交換の周期設定を5年とし、今回(令和2年10月)より5年後の令和7年10月を次回交換実施予定とする。 但し、高圧ホースの劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分解検査履歴及び予定時期</td> <td>前回実施</td> <td>平成27年10月4日</td> <td>代表者</td> <td>保安統括者</td> <td>保安係員</td> <td>作成</td> </tr> <tr> <td>今回実施</td> <td>令和2年10月18日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次回実施</td> <td>令和7年10月予定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準							設備名称	高圧ホース	設置年月	平成22年10月	周期	5年		関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領						高圧ホース交換周期(5年)選択の考え、根拠 平成17年3月告示を受け、交換周期7年により平成22年10月交換を実施し、メーカー推奨期間、使用状況、日常点検結果を考慮して、以降の交換の周期設定を5年とし、今回(令和2年10月)より5年後の令和7年10月を次回交換実施予定とする。 但し、高圧ホースの劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。							分解検査履歴及び予定時期	前回実施	平成27年10月4日	代表者	保安統括者	保安係員	作成	今回実施	令和2年10月18日					次回実施	令和7年10月予定					<p>【旧】 4. 高圧ホース</p> <table border="1" data-bbox="1064 193 1821 671"> <thead> <tr> <th colspan="7">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>高圧ホース</td> <th>設置年月</th> <td>平成22年10月</td> <th>周期</th> <td>5年</td> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令</td> <td colspan="6">平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領</td> </tr> <tr> <td colspan="7">高圧ホース交換周期(5年)選択の考え、根拠 平成17年3月告示を受け、前回の交換周期7年により平成22年10月交換を実施し、メーカー推奨期間、使用状況、日常点検結果を考慮して交換の周期設定を5年とし、今回(平成22年10月)より5年後の平成27年10月を次回交換実施予定とする。 但し、高圧ホースの劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分解検査履歴及び予定時期</td> <td>前回実施</td> <td>平成15年10月4日</td> <td>代表者</td> <td>保安統括者</td> <td>保安係員</td> <td>作成</td> </tr> <tr> <td>今回実施</td> <td>平成22年10月18日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次回実施</td> <td>平成27年10月予定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準							設備名称	高圧ホース	設置年月	平成22年10月	周期	5年		関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領						高圧ホース交換周期(5年)選択の考え、根拠 平成17年3月告示を受け、前回の交換周期7年により平成22年10月交換を実施し、メーカー推奨期間、使用状況、日常点検結果を考慮して交換の周期設定を5年とし、今回(平成22年10月)より5年後の平成27年10月を次回交換実施予定とする。 但し、高圧ホースの劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。							分解検査履歴及び予定時期	前回実施	平成15年10月4日	代表者	保安統括者	保安係員	作成	今回実施	平成22年10月18日					次回実施	平成27年10月予定					差替え
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																																	
設備名称	高圧ホース	設置年月	平成22年10月	周期	5年																																																																																												
関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領																																																																																																
高圧ホース交換周期(5年)選択の考え、根拠 平成17年3月告示を受け、交換周期7年により平成22年10月交換を実施し、メーカー推奨期間、使用状況、日常点検結果を考慮して、以降の交換の周期設定を5年とし、今回(令和2年10月)より5年後の令和7年10月を次回交換実施予定とする。 但し、高圧ホースの劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。																																																																																																	
分解検査履歴及び予定時期	前回実施	平成27年10月4日	代表者	保安統括者	保安係員	作成																																																																																											
	今回実施	令和2年10月18日																																																																																															
	次回実施	令和7年10月予定																																																																																															
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																																	
設備名称	高圧ホース	設置年月	平成22年10月	周期	5年																																																																																												
関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領																																																																																																
高圧ホース交換周期(5年)選択の考え、根拠 平成17年3月告示を受け、前回の交換周期7年により平成22年10月交換を実施し、メーカー推奨期間、使用状況、日常点検結果を考慮して交換の周期設定を5年とし、今回(平成22年10月)より5年後の平成27年10月を次回交換実施予定とする。 但し、高圧ホースの劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。																																																																																																	
分解検査履歴及び予定時期	前回実施	平成15年10月4日	代表者	保安統括者	保安係員	作成																																																																																											
	今回実施	平成22年10月18日																																																																																															
	次回実施	平成27年10月予定																																																																																															
249	<p>【新】 5. 防火設備</p> <table border="1" data-bbox="174 751 947 1350"> <thead> <tr> <th colspan="7">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>防火設備／消火栓</td> <th>設置年月</th> <td>平成14年9月</td> <th>周期</th> <td>5年</td> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令</td> <td colspan="6">高圧ガス保安法第八条許可の基準 一、製造のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 液石則六条三十一 製造施設には、その規模に応じて、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。 製造細目告示 第九条 一 防火上及び消火上有効な措置に係る設備 五 防火設備</td> </tr> <tr> <td colspan="7">防火設備整備周期(5年)選択の考え、根拠 毎月1回の月次の作動操作確認、定期自主検査時の動作確認を実施する。メーカー一点検推奨期間、使用状況、日常/月次点検結果を考慮して整備周期設定を5年とし、今回(令和4年9月)より5年後の令和9年9月を次回整備実施予定とする。 又、冷却用散水ポンプは設置後20年で更新を予定する。 但し、防火設備の劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分解整備履歴及び予定時期</td> <td>前回実施</td> <td>平成29年9月4日</td> <td>代表者</td> <td>保安統括者</td> <td>保安係員</td> <td>作成</td> </tr> <tr> <td>今回実施</td> <td>令和4年9月8日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次回実施</td> <td>令和9年9月予定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準							設備名称	防火設備／消火栓	設置年月	平成14年9月	周期	5年		関係法令	高圧ガス保安法第八条許可の基準 一、製造のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 液石則六条三十一 製造施設には、その規模に応じて、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。 製造細目告示 第九条 一 防火上及び消火上有効な措置に係る設備 五 防火設備						防火設備整備周期(5年)選択の考え、根拠 毎月1回の月次の作動操作確認、定期自主検査時の動作確認を実施する。メーカー一点検推奨期間、使用状況、日常/月次点検結果を考慮して整備周期設定を5年とし、今回(令和4年9月)より5年後の令和9年9月を次回整備実施予定とする。 又、冷却用散水ポンプは設置後20年で更新を予定する。 但し、防火設備の劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。							分解整備履歴及び予定時期	前回実施	平成29年9月4日	代表者	保安統括者	保安係員	作成	今回実施	令和4年9月8日					次回実施	令和9年9月予定					<p>【旧】 5. 防火設備</p> <table border="1" data-bbox="1064 751 1821 1350"> <thead> <tr> <th colspan="7">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>防火設備／消火栓</td> <th>設置年月</th> <td>平成14年9月</td> <th>周期</th> <td>5年</td> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令</td> <td colspan="6">高圧ガス保安法第八条許可の基準 一、製造のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 液石則六条三十一 製造施設には、その規模に応じて、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。 製造細目告示 第九条 一 防火上及び消火上有効な措置に係る設備 五 防火設備</td> </tr> <tr> <td colspan="7">防火設備整備周期(5年)選択の考え、根拠 毎月1回の月次の作動操作確認、定期自主検査時の動作確認を実施する。メーカー一点検推奨期間、使用状況、日常/月次点検結果を考慮して整備周期設定を5年とし、今回(平成24年9月)より5年後の平成29年9月を次回整備実施予定とする。 又、冷却用散水ポンプは設置後20年で更新を予定する。 但し、防火設備の劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分解整備履歴及び予定時期</td> <td>前回実施</td> <td>平成19年9月4日</td> <td>代表者</td> <td>保安統括者</td> <td>保安係員</td> <td>作成</td> </tr> <tr> <td>今回実施</td> <td>平成24年9月8日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次回実施</td> <td>平成29年9月予定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準							設備名称	防火設備／消火栓	設置年月	平成14年9月	周期	5年		関係法令	高圧ガス保安法第八条許可の基準 一、製造のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 液石則六条三十一 製造施設には、その規模に応じて、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。 製造細目告示 第九条 一 防火上及び消火上有効な措置に係る設備 五 防火設備						防火設備整備周期(5年)選択の考え、根拠 毎月1回の月次の作動操作確認、定期自主検査時の動作確認を実施する。メーカー一点検推奨期間、使用状況、日常/月次点検結果を考慮して整備周期設定を5年とし、今回(平成24年9月)より5年後の平成29年9月を次回整備実施予定とする。 又、冷却用散水ポンプは設置後20年で更新を予定する。 但し、防火設備の劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。							分解整備履歴及び予定時期	前回実施	平成19年9月4日	代表者	保安統括者	保安係員	作成	今回実施	平成24年9月8日					次回実施	平成29年9月予定					差替え
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																																	
設備名称	防火設備／消火栓	設置年月	平成14年9月	周期	5年																																																																																												
関係法令	高圧ガス保安法第八条許可の基準 一、製造のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 液石則六条三十一 製造施設には、その規模に応じて、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。 製造細目告示 第九条 一 防火上及び消火上有効な措置に係る設備 五 防火設備																																																																																																
防火設備整備周期(5年)選択の考え、根拠 毎月1回の月次の作動操作確認、定期自主検査時の動作確認を実施する。メーカー一点検推奨期間、使用状況、日常/月次点検結果を考慮して整備周期設定を5年とし、今回(令和4年9月)より5年後の令和9年9月を次回整備実施予定とする。 又、冷却用散水ポンプは設置後20年で更新を予定する。 但し、防火設備の劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。																																																																																																	
分解整備履歴及び予定時期	前回実施	平成29年9月4日	代表者	保安統括者	保安係員	作成																																																																																											
	今回実施	令和4年9月8日																																																																																															
	次回実施	令和9年9月予定																																																																																															
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																																	
設備名称	防火設備／消火栓	設置年月	平成14年9月	周期	5年																																																																																												
関係法令	高圧ガス保安法第八条許可の基準 一、製造のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 液石則六条三十一 製造施設には、その規模に応じて、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。 製造細目告示 第九条 一 防火上及び消火上有効な措置に係る設備 五 防火設備																																																																																																
防火設備整備周期(5年)選択の考え、根拠 毎月1回の月次の作動操作確認、定期自主検査時の動作確認を実施する。メーカー一点検推奨期間、使用状況、日常/月次点検結果を考慮して整備周期設定を5年とし、今回(平成24年9月)より5年後の平成29年9月を次回整備実施予定とする。 又、冷却用散水ポンプは設置後20年で更新を予定する。 但し、防火設備の劣化損傷等が定期自主検査などにより発見された場合については、期間短縮の措置をとることとする。																																																																																																	
分解整備履歴及び予定時期	前回実施	平成19年9月4日	代表者	保安統括者	保安係員	作成																																																																																											
	今回実施	平成24年9月8日																																																																																															
	次回実施	平成29年9月予定																																																																																															

P	修正内容等	備考																																																																																																																																	
250	<p><b>【新】 6. 配管（地上露出）</b></p> <table border="1" data-bbox="176 196 880 684"> <thead> <tr> <th colspan="7">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>その他の高圧ガス設備・配管等</td> <th>設置年月</th> <td>昭和38年10月</td> <th>周期</th> <td>3年</td> <th></th> </tr> <tr> <th>関係法令</th> <td colspan="6">平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領</td> </tr> <tr> <th colspan="7">配管(地上露出等)点検周期(3年)選択の考え、根拠</th> </tr> <tr> <td colspan="7"> <ul style="list-style-type: none"> <li>貯槽以外の技術上の基準(その他高圧ガス設備)により3年の点検周期で点検、 令和3年9月の点検により次回点検を令和6年9月を予定する。</li> </ul> <p>配管に付随する弁類についても、配管の点検周期に併せて分解整備を行う。</p> </td> </tr> <tr> <th rowspan="3">開放検査履歴 及び予定時期</th> <th>前回実施</th> <td>平成30年9月4日から14日</td> <th>代表者</th> <td></td> <th>保安 統括者</th> <td></td> <th>保安係員</th> <td></td> <th>作成</th> <td></td> </tr> <tr> <th>今回実施</th> <td>令和3年9月18日から25日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>次回実施</th> <td>令和6年9月予定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead></table>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準							設備名称	その他の高圧ガス設備・配管等	設置年月	昭和38年10月	周期	3年		関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領						配管(地上露出等)点検周期(3年)選択の考え、根拠							<ul style="list-style-type: none"> <li>貯槽以外の技術上の基準(その他高圧ガス設備)により3年の点検周期で点検、 令和3年9月の点検により次回点検を令和6年9月を予定する。</li> </ul> <p>配管に付随する弁類についても、配管の点検周期に併せて分解整備を行う。</p>							開放検査履歴 及び予定時期	前回実施	平成30年9月4日から14日	代表者		保安 統括者		保安係員		作成		今回実施	令和3年9月18日から25日								次回実施	令和6年9月予定								<p><b>【旧】 6. 配管（地上露出）</b></p> <table border="1" data-bbox="1055 196 1758 684"> <thead> <tr> <th colspan="7">開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>その他の高圧ガス設備・配管等</td> <th>設置年月</th> <td>昭和38年10月</td> <th>周期</th> <td>3年</td> <th></th> </tr> <tr> <th>関係法令</th> <td colspan="6">平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領</td> </tr> <tr> <th colspan="7">配管(地上露出等)点検周期(3年)選択の考え、根拠</th> </tr> <tr> <td colspan="7"> <ul style="list-style-type: none"> <li>貯槽以外の技術上の基準(その他高圧ガス設備)により3年の点検周期で点検、 平成24年9月の点検により次回点検を平成27年9月を予定する。</li> </ul> <p>配管に付随する弁類についても、配管の点検周期に併せて分解整備を行う。</p> </td> </tr> <tr> <th rowspan="3">開放検査履歴 及び予定時期</th> <th>前回実施</th> <td>平成21年9月4日から14日</td> <th>代表者</th> <td></td> <th>保安 統括者</th> <td></td> <th>保安係員</th> <td></td> <th>作成</th> <td></td> </tr> <tr> <th>今回実施</th> <td>平成24年9月18日から25日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>次回実施</th> <td>平成27年9月予定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead></table>	開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準							設備名称	その他の高圧ガス設備・配管等	設置年月	昭和38年10月	周期	3年		関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領						配管(地上露出等)点検周期(3年)選択の考え、根拠							<ul style="list-style-type: none"> <li>貯槽以外の技術上の基準(その他高圧ガス設備)により3年の点検周期で点検、 平成24年9月の点検により次回点検を平成27年9月を予定する。</li> </ul> <p>配管に付随する弁類についても、配管の点検周期に併せて分解整備を行う。</p>							開放検査履歴 及び予定時期	前回実施	平成21年9月4日から14日	代表者		保安 統括者		保安係員		作成		今回実施	平成24年9月18日から25日								次回実施	平成27年9月予定								差替え
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																																																																			
設備名称	その他の高圧ガス設備・配管等	設置年月	昭和38年10月	周期	3年																																																																																																																														
関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2017)・KHKS0850-6(2017)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領																																																																																																																																		
配管(地上露出等)点検周期(3年)選択の考え、根拠																																																																																																																																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>貯槽以外の技術上の基準(その他高圧ガス設備)により3年の点検周期で点検、 令和3年9月の点検により次回点検を令和6年9月を予定する。</li> </ul> <p>配管に付随する弁類についても、配管の点検周期に併せて分解整備を行う。</p>																																																																																																																																			
開放検査履歴 及び予定時期	前回実施	平成30年9月4日から14日	代表者		保安 統括者		保安係員		作成																																																																																																																										
	今回実施	令和3年9月18日から25日																																																																																																																																	
	次回実施	令和6年9月予定																																																																																																																																	
開放検査及び分解点検・整備の周期 自社基準																																																																																																																																			
設備名称	その他の高圧ガス設備・配管等	設置年月	昭和38年10月	周期	3年																																																																																																																														
関係法令	平成17年3月30日付け経済産業省告示 KHKS0850-2(2011)・KHKS0850-6(2011)保安検査基準 JLPA保安検査実施要領																																																																																																																																		
配管(地上露出等)点検周期(3年)選択の考え、根拠																																																																																																																																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>貯槽以外の技術上の基準(その他高圧ガス設備)により3年の点検周期で点検、 平成24年9月の点検により次回点検を平成27年9月を予定する。</li> </ul> <p>配管に付随する弁類についても、配管の点検周期に併せて分解整備を行う。</p>																																																																																																																																			
開放検査履歴 及び予定時期	前回実施	平成21年9月4日から14日	代表者		保安 統括者		保安係員		作成																																																																																																																										
	今回実施	平成24年9月18日から25日																																																																																																																																	
	次回実施	平成27年9月予定																																																																																																																																	